

第4回 子どもに関する政策討論会議（議事概要）

日 時：令和5年9月21日（木）10:00～15:20

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：子どもに関する政策討論会議 委員12人

有識者 国立研究開発法人国立成育医療研究センター

臨床研究員 山口 有紗 氏（オンラインによる参加）

有識者 こども家庭庁 家庭福祉課

企画調整官兼課長補佐 胡内 敦司 氏

資 料：事項書

有識者 山口 有紗 氏 説明資料

有識者 胡内 敦司 氏 説明資料

中森座長

ただいまから、第4回子どもに関する政策討論会議を開会いたします。

本日は、子どもに関する現状等について、有識者から聴取調査を行います。

本日は、9月11日の政策討論会議で決定したとおり、午前中に、国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 臨床研究員の山口有紗様に、午後に、こども家庭庁 家庭福祉課 企画調整官兼課長補佐の胡内敦司様に、有識者として出席等を求めています。

なお、山口様にはオンラインによる参加を求めています。

まず、映像と音声の確認のため、山口様との通信状況を確認いたします。

山口様は発言される場合には、マイクのミュートを解除し、発言終了後、マイクをミュートに戻していただくようお願いいたします。

山口様、こちらの音声は聞こえますか。

山口氏

はい、よく聞こえております。

中森座長

それでは、確認ができましたので会議を進めます。

本日の意見聴取の進め方についてですが、はじめに山口様からお話を伺い、質

疑を行います。

その後、休憩をはさみ、午後1時から会議を再開し、胡内様からお話を伺い、質疑を行います。

有識者からの聴き取りは、質疑を含めて、それぞれ2時間程度といたしたいと存じますので、御了承願います。

また、胡内様に御退出いただいた後、委員間討議を行いたいと存じますので、よろしく願います。

それでは、調査に入ります。

この際、山口様に一言、御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、我々の本政策討論会議の調査に御協力いただき、ありがとうございます。よろしく願い申し上げたいと思います。

会議を重ねまして、今後の子どもたちのために、三重県政にしっかりと生かしてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。以上でございます。

本政策討論会議を代表して心から御礼を申し上げますとともに、忌憚^{たん}のない御意見をいただきますよう、よろしく願い申し上げたいと存じます。

それでは、有識者からの意見聴取を行います。

山口様、よろしく願います。

山口氏

皆さま、改めましておはようございます。山口有紗と申します。

本日はお忙しい中、このような機会を設けていただき、大変ありがとうございます。お時間も限られていますので、早速私の方から画面共有をさせていただいて、皆様に1時間ほど情報提供させていただき、質疑応答につなげていきたいなと思っております。

では、始めていこうと思います。今日は、「子どものウェルビーイングのために必要な政策とは - コロナから学ぶ - 」ということで、コロナのことが中心になるのですが、全体的な話なども含めてさせていただければと思っております。

私の簡単な自己紹介になります。書いてあるとおりなんですけれども、私はベースは小児科医でして、中でも子どもの心に関する専門医であります。また、公衆衛生の修士も持っております。現在は、児童相談所で働いていたり、今回発表するデータは成育医療研究センターという国立の研究センターで、その研究

員をしていたり、また、午後、こども家庭庁からもお伺いするようですけれども、こども家庭庁でのアドバイザーもしております。

そういった形で今日お話をするわけですが、今日の目次がこれですね。今日はまずそもそも子どものウェルビーイング、今非常に注目されていますけれども、それをつくる因子は何かということをお客様と一緒に共有をして、そして、コロナと子どものウェルビーイングといういただいたお題に対して、データを用いて御説明をさせていただきます。そして、その上で、では子ども政策の柱というのが現在どのように位置付けられているのかということ。そして、大人が、子どものパートナーになるにはどういったことが必要なのかということ。そして、あとはもう補足的なことになりますけれども、もし取組の事例があれば御紹介をということでしたので、補足的に資料を付けていて、それはもうパッとタイトルだけ見る形になると思いますが、言及したいと思っております。

では、早速中身に入っていこうと思います。子どものウェルビーイングをつくるものというお話ですね。皆さんくしゃくしゃとした絵がここにあると思うんですけど、これは何の絵かなと想像がつかまずでしょうか。これは、実は子どもたちの脳をスライスして顕微鏡で見るとこんな形に見えるんですね。脳細胞というのは皆さんの頭の中にももちろんあるわけなんですけど、いくつぐらいあるか御存知ですか。実は 1,000 億個ぐらいあるんですね。赤ちゃんの脳細胞がいくつかというのと、考えてくれる顔をしてくださる方ありがとうございます。これも 2,000 億個ぐらいで数は変わらないんですね。でも、実は脳は生まれた時には細胞と細胞の間が交通があんまりない状態で、そこがシナプスといって、その交通ができてくることで私たちはいろんなことができるようになってくる、発達してくるわけなんです。なんと乳幼児期というのは 1 秒間に 200 万個のシナプスがつながる時期とも言われていまして、絵を見ていただいて分かるように、出生から 1 歳ぐらいまでそれがバーンと増えていって、そこから刈り込み現象といって、本当に必要なものが残されていく。そのプロセスが大体 20 代前半ぐらいまで起こってまいります。つまり、この脳のダイナミックな発達の時期というのは、この時期にしか生物学的に起こっていないという時期なんです。ですので、皆さんが今から政策をつくらうとしている子どもというのは、非常にその生物学的に大切な時期、感覚だったり言語だったり高次脳機能だったりとかの発達が正にゴールデンタイム。この時期にどんな政策が子どもたちにあるかというのがものすごく大切になってまいります。

そして、それは脳の発達という意味だけではなくて、こちら有名なスマートインベストメント、子どもたちに早期の投資をすることがどれぐらい回収率が高いかというような、Heckman という方の研究から引用してはいますが、見ていただくように、年齢が左側ほど低くて、縦軸が投資の回収率になっていますけれども、年齢が低いほど投資の回収率が高いんですね。もちろん年齢が上がっても投資することは大事なんですけれども、Prenatal と書いてあって、出生前から早期に子どもたちに投資をしていくということが本当に大切ということが経済学的にも最近多数証明されてきております。

そして、そういった子どもたちのウェルビーイングというのは、子どもたち一人で完結しているものではもちろんないですよ。これはユニセフが作っているエコロジカルモデルというものから引用してきてはいますが、子どもというのは、子どもがいて、それを取り巻く家族とか友達とか先生がいて、そしてさらに園とか学校みたいな組織があって、それを取り巻く地域社会、さらに皆さんが関わっていらっしゃる政策、文化、そして社会環境、社会環境というのは例えばウクライナでの戦争であったり、コロナのパンデミックであったりとか、そういうより大きな社会の動きということですが、こういったもののあらゆる層の相互作用によって子どもたちのウェルビーイングができてくると言われています。

そして、子どもたちがこのいろんな層の中で、どういう体験を子ども時代にするかということは、とてもとても大切なことです。子ども時代の体験というのはどうして大切かというと、もちろんその子ども時代に楽しかったなとか、悲しかったなというのは大事ですよ。でも、実は多くの研究が今証明しているのは、子ども時代のその体験が20年後、30年後、40年後のその人の心身、社会的な健康に大きなインパクトを与えるということが繰り返し分かってきています。例えば、子ども時代の逆境体験といわれるものがあります。Adverse Childhood Experiences、ACEsとも言いますが、この逆境体験、つまりは子ども時代に虐待を受けたり、ネグレクトを受けたり、家庭内で離別とか家族の精神疾患や家庭内の暴力などがあつたりした子どもというのは、そのとき辛いだけけれどもそれだけではなくて、20年後、30年後、40年後にも影響がある。これ見ていただくと分かるように、このグラフがあって、左側の方がこういった逆境体験がゼロ。それが1、2、3、4というふうに累積していくと、覚せい剤の問題とか慢性肺疾患、アルコールの問題、自殺未遂みたいなのがこういった逆境の数が増えれば

増えるほど、そういうふう^まに将来なる人が増えていくんですね。これは日本でも稀なことではなくて、欧米の研究だと7割ぐらいの人が一つ以上の逆境体験があるとされているんですけど、日本でも3割ぐらいの人は何かしらの逆境体験があるとされています。皆さんの中にもこういうことがあった人がきっといらっしゃるんじゃないかなと思います。こういったものが4個以上ある場合には、心疾患、呼吸器疾患、喫煙、がんが2から3倍のオッズ比、アルコールや性行為の問題、精神疾患は3から6倍のオッズ比、他者への暴力や自傷行為、自殺企図に至っては7倍以上になるということが分かっているんですね。

でも、子ども時代には辛いことばかりではないですよ。辛いことばかりではなくて、良い体験ももちろんあると思います。それを子ども時代のポジティブな体験、Positive Childhood Experiences、PCEsと言ったりします。PCEsというのは、例えば家族と自分の気持ちについて話せたり、辛いときには家族がそばにいてくれるとか、学校に居場所があるな、友人に支えられているな、地域の行事に参加するのが好きだなとか、家族以外に少なくとも何人か自分のことを真剣に考えてくれた大人がいたなってその残像ですよ。それがあるとさっきと逆です。成人期の心理社会的なサポートが増えていきますし、うつというのは減っていくということが数として明らかになっているんですね。ですので、政策で何が必要かといえば、子どもを取り巻くこのエコロジカルモデルの全ての層において、辛い体験を減らし、あるいはあったとしても癒やし、そしてポジティブな体験を増やしていくということをどういうふうにデザインしていくかということが大変大切になってくるということが科学的にも明らかなのです。政策というのは、こういった子どもたちのウェルビーイングに直接、間接的に影響を与えると言われています。もちろん政策は子どもの、例えば私でしたら今日病児保育がいくらで使えますよみたいな、そういった政策は直接にその子どものウェルビーイングに影響を与えますよね。

でも、それ以外に、例えば間接的にこのコロナパンデミックのときにどういう政策があるかによって、子どもたちへの影響というのは変わってきます。あるいは、子どもに関わる、例えば保護者への政策でしたら、ある学校への政策でしたら、それを介して子どもたちのウェルビーイングは変わってきますので、正に政策というのは、こういったエコロジカルモデルの全ての層に対してアプローチすることで子どもたちに大きな影響を与える。ここまでが皆さんと前提の基本的なお話をさせていただいて、なぜ子ども時代の政策というところに力を入れ

ていくことが必要かという前提のお話をさせていただきました。

では、今回いただいたメインテーマは、コロナと子どものウェルビーイングについて、データを見ながら少しずついきましょう。敵は感染症そのものではないと書きました。コロナウイルス感染症、いろいろ型が変わってきていますけれども、どの型においても幸いというか、子どもたちはウイルスそのものの生物学的な影響というのは大きくはないと言われてるんですね。中には重症化する方もいますけれども、重症化は少ないですし、死亡に至るリスクも非常に低いということが分かっています。でも、皆さんもうお分かりですよ。子どもたちは別に感染症だけでウェルビーイングが決まるわけではないんですよ。コロナウイルスのパンデミックは、こういったエコロジカルモデルの全ての層に影響を与えることによって、子どもたちのウェルビーイングに大きな影響を与えてきました。ですので、敵は感染症そのものではない。

そうした中で子どもたちはいろんな変化を体験してきたわけですが、コロナ禍のような社会が危機になると、ともすると子どもだったり、他にもいろんな人口がありますけれども、声が上げにくい人口の人たちがその声がかき消されやすいということが言われています。ですので、私たち成育医療研究センターの有志の研究チームが立ち上がり、ともするとこういったときに聞かれにくいかもしれない子どもや養育者の方々の声を拾って、それをデータにして、社会に届けていこうというのがコロナ×こども本部です。今日紹介するのはこのデータの一部ですね。この研究は、いわゆる一斉休校とか、緊急事態宣言があったときから 2021 年 12 月までアンケートを行ってまいりまして、延べで 4 万 5,000 人ほどの子どもと養育者の方々が答えてくださっています。ただ、これはオンラインで回答を呼びかけて答えてくれるよと言った人が答えていますので、調査の見解として、例えばオンラインのアクセスが悪い方だったりとか、もう答えるような元気はないよというような方とかは含まれていない可能性があります。ですので、今から出す数字に、これが日本全体を代表しているかっていうと限界はあるんですけれども、とは言っても、こういった割と大規模なデータを皆さん議員の方と共有させていただくことは非常に意味があると思いますので、そういった限界を踏まえた上で、今日見ていただけたらと思います。アンケートは先程申し上げたように、結構長い期間行ってきたんですね。合計 7 回行っています。最初が全校一斉休校があったときからオミクロンになってきたよってというような 2021 年 12 月まで、今もう 2023 年の秋になりますので、今からお見せするデ

一タは少し前のものだとおことを御承知おきいただけたらいいかなと思ひます。全てのアンケート結果を紹介することはできないんですが、最後にリンクも紹介しているのて、ぜひ子どもたちの声を見ていただけたらいいなと思ひております。

では、中身に入つてまいりましょう。ストレス症状と頻度ということですね。私たちがコロナ×こどもアンケートでは、新型コロナウイルスに関連したストレス症状、大体10個ぐらいについて繰り返して尋ねています。これが第6回の結果ですけれども、コロナのことを考えるとイヤな気持ちになるよと教えてくれた人は38%ぐらい、さいきん集中できないが26%、すぐにイライラしてしまうは28%、寝つけない・よる目が覚めるが20%、ひとりぼっちだと感じるは11%、家族や自分を傷つけてしまうという子が14%ぐらいいらっしゃいました。押しなべて言うと、大体7割ぐらいの方たちが何らかのストレスを抱えて生活しているんですけれども、注目すべきは、第1回から第7回までずっとこのぐらい、7割ぐらいの子たちがストレスを抱えているんですね。つまり、感染状況がいろいろ変わったとしても、少なくともこの何年か子どもたちは、ずっとそのストレス状況に慢性的に置かれている状況だということに留意が必要かなと思ひます。

そして、よりストレス症状からちょっと踏み込んで、うつ症状について、小学校4年生以上の子どもに尋ねています。すると、大体中等度以上のうつ症状がある子どもというのが6人に1人ぐらいの子どもにすることが分かりました。なので、クラスで5、6人の子どもたちはこの中等度以上ですので、何らかの介入が必要なうつ症状があるかもしれないということですね。これはこのデータで極端に高いかということそうではなくて、世界中でこういった調査がパンデミックの間に行われていますけれども、この間、大体世界で見ても4人に1人ぐらいの子どもは不安症状を抱えていて、5人に1人ぐらいの子どもはうつ症状を抱えていたと言われているので、日本のこのデータというのもあながち離れていないということなのかなと思ひます。

ちょっとここで子どもたちの声を聞いてみていただけたらと思ひます。ストレス症状について。「死にたい気持ちが多い」「なぜイライラしてしまうかわからなくてイライラする」「体と心がおもいどおりにならない。いつもつかれたかんじだし、ねむれなかつたりこわいゆめをみたりする。がっこうにあさからいけないひとかあるとともだちやせんせいになにかいわれたりして、どんどん学校にいきたくなくなっちゃう。」「なにか、疲れてしまう」「うつっぽくなってきつ

い。」その背景について教えてくれた子たちもいました。「きゅうしょく中にともだちと話せなくなって、話したらしかられるようになった。」「運動不足。」「なんでもコロナだからばかりで、自分の行動や気持ちを制限されている気がした。大人は大人で、いろいろ大変なのかなと思って、相談しづらくなってしまった。みんな常に笑っているときも心の中でイライラしている気がした。」「コロナになって悪口や差別されている人がいる。」保護者の声も少し聞いてみましょう。「母親の姿が少しでも見えないと不安で「ママどこー!」と呼ぶ。以前は自分でできていたことも「できない!ママやって!」と言う。」「学校に行くと気持ちが悪くなる。」「無気力。意欲がない。家にいることが中心になっている。」「学校行事や部活の大会が全て中止になり、楽しみや張り合いをなくしてしまっている。やる気を無くしている感じがする。」「怒りっぽく暴力的。」といったような様々な声が届いています。

そういった中ですと、当然学校というものに対してエネルギーが沸かない子たちも多かったようです。私たちの調査で、これ第6回の調査ですけれども、最近1週間学校に行きたくないことがありましたか。第6回調査なので2020年の秋頃ですかね。1週間学校に行きたくないことがありましたかというのと、いつも、たいてい、ときどき学校に行きたくないと答えた子が38%ぐらいいました。これが2021年で、2020年も同じ質問しているんですけれども、そのときも30%ちょっとぐらいいらして、引き続きこういった子が続いている。今年度も文科省の方で不登校の数が最大になったという報告もありましたけれども、もちろんコロナだけが原因ではないと思います。それ以前から増えているので。でも、コロナもあって学校に対してしんどい思いを抱えていらっしゃる子どもたちが一定の割合いらっしゃるんだということが分かります。

ここでも学校に行きたくないことについて、子どもたちはいろんなことを教えてくれました。「感染するかもしれないところに毎日通うのも怖いし、正直休校にしてほしいくらい。」「マスクがくるしくて鼻を出しているとお友達にちゅういされるのがいやです。」「学校は何の感染対策もしていないと感じる。感染者が出たときも休校にならなかったし、怖い。周りの友達は割と楽観的で、そういう悩みをオープンにできない。大人もそうかもしれないけど、意識の差が浮き彫りになって、それを隠して過ごすのがつかれてしまう。」また、変化の中でいろんな不満や疲れを教えてくれた子どももいました。「学校のコロナ対策に参加したい。決められたことしかしないのはおかしい。」「コロナを理由になんでもかん

でも中止にしないでほしい。」「学校の勉強がむずかしくて、でも教えてもらえなくて、時間割も7時間もあってしんどい。」「友達と笑い合うことも、部活に取り組むこともさせてもらえず、ちっとも幸せではありません。」「コロナのお休みでコミュニケーション力が落ちて本当にコミュニケーションがとれない。」そういったような声が子どもたちから届いています。こういった中で、先程申し上げたように、うつという状態になる子も少なくないですね。

では、子どもたちは自分の調子が悪いな、心の調子が悪いと思ったときに、それをどういうふうに捉え、どのように行動するのでしょうか。これは、子どもたちに典型的なうつ状態にある太郎君という人のエピソードを読んでもらって、問題に答えてもらっています。太郎君はもうこの数週間、なんか悲しくて辛くて、体もだるいし疲れているし、眠れなくて食欲もなくて、みたいなのはうつですね。とても典型的なうつ状態にありますよということを書いてあります。皆さん、ここで太郎君は助けが必要な状態だと思いますか。思う方はちょっと手を挙げていただいてもいいでしょうか。太郎君は助けが必要な状態だと思う方。ありがとうございます。子どもたちの間でも、今多くの方が手を挙げてくださったようですが、大体9割5分ぐらいは助けが必要な状態かなというふうに教えてくれました。

でも、大事なことは、もしあなたが太郎君だったらどうしますかというふうに聞かれると、なんと4割ぐらいの子どもは誰にも相談せずに様子をみますと答えているんですね。自分がもしかしたらうつ状態かなとか、助けが必要な状態かなって分かっているけども、相談しない、あるいはできないという状況があるということが分かります。相談ということについて子どもたちがどういうふうに思っているかということを探ると、このピンクのところは相談せず様子をみると言った人で、青いところが誰かに相談すると言った人ですけれども、相談しないという子どもほど、良い助言をもらえなさそうだなとか、真剣に聞いてもらえなさそうだなと思っていて、気持ちを表現できなさそうだなというふうに感じている。つまり、相談への期待が低かったり、表現へのハードルが高かったりするんですね。

さらに、抑うつとの関係について見てみると、抑うつが重い子どもほど相談はしないということが分かっています。これは抑うつが重いから相談しないのか、あるいは相談をしないから抑うつが重くなっているのかって、どっちがどっちというのはこのデータからは分からないんですけども、少なくとも言えるの

は、私たちが相談してねって窓口を設けて宣伝して待っていても、本当に必要な人にはそれだけではたどり着けないということなんですね。子どもたちにSOSの出し方教育とか、相談窓口の提示をいくらしても、大人たちがアンテナを上げて、そしてアウトリーチしなくては解決にはならないということをお示ししているんだと思います。

さて、ここまで子どもたちの心の中で何が起きているかを見てきましたが、次に、子どもたちを取り巻くこのリソースですね。子どもたちの周りの人たちに何が起きていたかをちょっと見てみましょう。第5回の調査で、コロナの中で、対人関係がどのように変化しましたかということをお聞いているんですけども、家族と話す時間については増えたという子も減ったという子もいまして、友達と話す時間については、半数ぐらいの人たちが減ったと答えています。これ大事なんですけども、大人への話しかけやすさ、先生とか大人への話しかけやすさとか相談しやすさについてはどうですかっていうと、半数以上の子どもが減ったと答えているんですね。相談がしづらくなった、話しかけにくくなった理由はきっといくつかあると思うんですけども、例えばフィジカルディスタンスでマスクをしていたり、実際に距離があったり、しゃべらないでって言われたら当然話しかけにくいということもあるかもしれません。そういった場合に、元々声を大きく出すっていうのがあまり得意ではない子どもとか、早口の言葉を聞き取るのがそんなに得意ではない子どもみたいな発達上のそういったところがあるお子さんはよりそういった話しかけにくさというところが多いと思いますし、先生側でも表情がトータルで分からないので、何か言いたそうだなっていうところが今までよりもキャッチしづらくなっている可能性があるかなと思います。あとは、子どもたちの自由記載を見ていると、大人が忙しそうで悪いかんと思っただけとか、先生たちのことが心配ですみたいなところがあって、大人側のゆとりのなさというか、大変さということをお子さんが鋭敏に感じ取って、それによって話しかけづらくなったということもあるかなと思います。子どもの周りの人たちのケアもきっととても大事なんだなと思います。

また、子どもたちに困ったときに相談できる人は誰かということをお聞かせてみます。これは小学生と中高生を分けて結果をお示ししますね。勉強、友だち関係、家族のこと、心や気持ち、体や健康のことについて、一番相談できる人は誰ですかと聞くと、小学生では家族への相談がやっぱり多いなっていうのが分かると思います。ですので、学校とか先生が直接話を聞いたり、SNSの相談みたいな

窓口を設けたりということもそうなんですけれども、より低年齢の子たちは家族が子どもに相談されたときにどうしたらいいかなとか、家族自身のケアみたいなところに重点を置くといいのかもしれませんが。これが中高生になると、見比べていただくと赤いところが減っていますよね。代わりに友達が増えています。ですので、逆に学校とかで友達がもし心がしんどそうだなって思ったらどうしますかみたいな、メンタルヘルス、心の健康教育みたいなことだったりとか、友達が心がしんどいときにどうしたことができるかみたいなピアサポートのワークみたいなこととかが導入できるともしかするといいかもしれません。中高生になってくると、誰にも相談できないという子がまたちょっと増えてきたりとか、あとこの水色のその他のところに、おそらくSNSの匿名の相談も増えてきているんだと思うんですね。今回聞いていないので分からないんですけども。匿名の相談もとてもとても大事なんですけども、そのSNSの相談を子どもたちが安全にできるように、そういったSNSのリテラシーみたいなことも子どもたちと一緒に学校などで共有していく必要があるかなと思います。

また、大切なのが保護者のメンタルヘルスですね。子どもたちだけじゃなくて、保護者の方にもメンタルヘルスについて聞いてみると、過半数の保護者の方が心に負担を抱えているということが分かっています。こういった心に負担のある状態だと、家庭での好ましくない関わり、例えばその虐待的なことというのは増えてきますよね。実際に1ヶ月間どうでしたかというふうに子どもたちに聞くと、この1ヶ月叩かれたと答えた子が11%、怒鳴られたというふうに言ってくれた子どもが25%ぐらいいました。特にステイホームの期間というのは、家庭環境の変化が見えづらく、注意が必要かなと思います。実際に虐待の統計をとってしましても、コロナの特に2020年、2021年辺りは、家庭以外の学校だったりとか保育園だったり、地域の居場所からの通告というのは減っているんですね。ですので、そういったことを踏まえても、こういった見守り機関を次のパンデミックのときにどういうふうにやっていくかということは非常に大事なことかなと思います。

一方で、私も兎相で働いているんですけども、子どもたちからの相談というのは増えていますね。実際に統計上に子どもたちからの相談で上がってくる以外に、子どもが直接警察に行って警察が相談したり、子どもが学校の先生に、私虐待されていますって言って学校の先生から来たりっていう、子どもたち自身の虐待されない権利への気づきというところは増えてきているように思います。

これはおそらくコロナ禍で、もちろん政策を始めて、いろんなところが子どもたちに、これは虐待ですよとか、相談していいんだよっていうことを言ってきた結果でもあるかなと思います。

ここまでぐらいで、大体私たちのデータの本当に極一部なんですけれども、いろんなデータは全てオンライン上にレポートとしても載っていますし、あるいはちょっと短い10枚ぐらいのスライドでテーマごとに分かりやすく資料でまとめていたりしますので、ぜひ御覧いただけたら大変嬉しいなと思います。

ここで大体25分ぐらいしゃべったので、皆さんも今日長丁場でお疲れかと思えますので、ちょっと体をほぐす体操してみしましょう。ずっと頭を使っていると、肩が凝ったりとか、眉間にしわが寄ったりとかすること、もう既にリラックスしてくださっている方がいて、ありがとうございます。そういうときにはちょっとほぐすといい。人間の体おもしろいことに、すぐには緩まないけれども極限まで一度縮めると上手に緩むという仕組みがあるんですね。早速やっていただいてありがとうございます。ちょっと待ってくださいね。まず、足をしっかり床につけていただいて、足を肩幅ぐらいに開いて、しっかり大地を踏んでください。あんまり足の裏っていつも意識しないと思うんですけども、私達どんな大変なことがあっても、地球から吹き飛ばされることはなく、ちゃんと地に足がついていて、私たちが守られているという感じを一度足の裏で感じます。その上で、肩をグーッと耳まで寄せて、手も握って、グーッと寄せて5秒ぐらい思い切り力を入れてください。1、2、3、4、5、口から吐いて、は一すとん。上手ですね。もう1回やってみましょう。せーの1、2、3、4、5、は一。ちょっと手をぶらぶらってしてみると、手がジーンとしているのわかりますか。血が通ってますね。もう1回やってみましょう。せーの1、2、3、4、5、は一。ちょっとほぐれましたかね。皆さんもこういったコロナのときでも、今でもそうなんですけれども、いろんなストレスを抱えていると良いアイデアが出ないこともあると思いますので、ぜひ時々御自身もこの辺ほぐして、あるいは同僚の方がうーんってなっていたら、後ろからトントンというふうにやって、リラックスしていただけたらと思います。

では、後半にいきますね。子ども政策の柱、私がこの後、午後、こども家庭庁の方がいらっしゃると知らずに、私もこども家庭庁にいるものですから、こども家庭庁の話を若干入れたので、ここは少し簡単に飛ばしていこうと思います。

今後の子ども政策の基本理念ですね。私もこちらを作る上での有識者会議の

委員であったんですけれども、子どもの参画であったりとか、全ての子どものウェルビーイングだったりとか、予防とアウトリーチとか、エビデンスベースな政策みたいなことを今後日本でやっていこうねっていうことがここ数年ぐらい非常に強く言われてきたところです。これは多分この後またお話があると思いますが、こういった赤字で書いたことが大事だよということですね。

そして、その上で2023年4月にこども基本法が施行されましたけれども、ここでは特に日本国憲法、また子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの権利を主体にするんだよということがまず第一文から明示されています。この基本理念というところを見ていただくと、皆さんもちろん子どもの権利条約の4原則ということは御存知だと思うんですけれども、その4原則に関わることがはっきりと書かれているんですね。全ての子どもは個人として尊重されて基本的人権が保障される、差別をされることがないよ。適切に養育されて生活が保障されるよ、そして愛され保護されるよと。子どもたちは全ての事項に関して意見を表明できるよ、多様な社会的活動に参画できるよ。その意見は尊重されて最善の利益が考慮されるよっていうこと。正に4原則ですよ。ここでまた子どもの定義というのが18歳で区切らずに、心身の発達の過程にある全ての人と定義したところも画期的なところだと言われています。この権利条約の4原則というのは、ぜひ政策を考える上での原則、プリンシパルとして、議員の皆さん一人一人が共通の認識として持っていらっしゃると、迷ったときにここに立ち返ることがきっとできるんだと思います。今一度、この命を守られ成長できること、子どもにとって最もよいことが選ばれること、意見を表明し参加できること、そして差別のないことということが、ある政策を考えたときにこの軸に合っているかというところに立ち戻ることはとても大事だと思います。

また、今盛んに言われているのがEvidence based Policyということですね。エビデンスに基づいた政策、こども家庭庁でもEBPM、Evidence based Policy Makingの略でEBPMですね。EBPMの部ができていますけれども、こういったようにいろんなエビデンスに基づいて政策を作ろうということが言われていて、これは自治体でも同じことだと思います。例えば逆境体験、先程申し上げました虐待などのACEs、逆境体験を予防するにはどうしたらいいかっていうところが、例えばCDCなどがエビデンスを出して、どういう政策をすれば効果があるということが言われていて、こういう政策をすると費用対効果も高いよということには分かっているんですね。なので、例えば虐待に関しては、乳幼児期を重視する、

子ども・家族がストレスを乗り越えるスキルを高める、全ての家族に経済的なサポートをする、子どもが保護的な大人や活動につながるサポートする、虐待などの逆境体験から子どもと家族を守る社会規範を作る、傷つきに対しての早期かつ継続的な介入するというのがもう効果があると証明されているよともう既に、今からいろいろやらなくてもそういうことが分かっているので、分かっているのであればこういうことをやりましょうということですね。ということで、今、基本政策のところではどういうことが流れとしてあるのかということをごく簡単に申し上げました。

次に、私たちのアンケート結果からも明らかになったことなんですけれども、子どもたちが非常に力のある存在であって、子ども政策の基本原則でも子どもたちの声を中心に子どもたちの参画と言われている中で、ではどうやったら大人が子どものパートナーになれるかということは今一度皆さんと一緒に考えたいと思います。子どもの力に注目すると書きました。レジリエンスという言葉聞いたことがある議員の先生方も多いかもしれません。レジリエンスというのは、とても辛いことがあっても自分の内外のリソースを周りとは協力しながら利用して、自分のちょうど良い状態を保つ力のことですね。誤解があるのが、レジリエンスというのは個人の打たれ強さとか、はね返す力とか、しなやかさだけっていう定義、一時折れない心みたいな定義をされていたことがあったと思うんですけど、そうではないんですね。最近では、レジリエンスというのはその人個人の力だけではなくて、その人個人がどれだけ大変な状況にあっても、その周りを含めてその人にとって大切なこととか必要なことを一緒にやっていくというのがレジリエンス、コミュニティーレジリエンスという考え方があります。ですので、三重県全体がレジリエンスな県であるかみたいな考え方もできると思うんですよ。なので、地域の政策のあり方そのものが子どものレジリエンスの一部である。そういったようなことがとても大事なのかなと思います。子どもたちの力に焦点を当てていくと、いろいろ見えるものがあるんですね。私たちがずっと4万人の子どもや保護者の声を聞いていて、ついこんなこと辛くなかったですかとか、こんなこと大変だったでしょうみたいなことを聞いてしまうんですけども、こういう聞いている質問って大人たちが聞きたいことだけを聞いているんじゃないかなとふと思って、子どもたちと一緒に子ども会議というものを開いて、どんな質問を全国の子どもたちにしたいかというのを話し合ったことがあるんですね。それ行ったときにすごく印象的だったのが、子どもたちの

中に何人もの子たちが、コロナだからといって私達がつらい思いをしているとか、かわいそうだと決めつけないでほしい。こういう工夫もしているし、良いこともあったっていうこともちゃんと聞いてほしいし発信してほしいと言われました。本当にそうだなと思って、その会議の結果、子どもたちにストレスがかかったときにどんなふうに自分を楽にしていますかと尋ねると、本当にたくさんの答えが返ってきて、子どもたちがどういう工夫を日々しているかということも教えてもらいました。これはこのリンクとかQRから皆さんもリーフレットをダウンロードしていただけるんですけども、子どもたちが工夫していることを教えてくれたものもありますので、ぜひ御活用いただけたらと思います。これは地域でも結構児童館とか居場所とかに置いてもらって、子どもたちと一緒に見てもらったりとか、学校でホームルームで使ったりとか、そういったような使い方をしている自治体もあるようです。

その中でやはり大切なこと、子どもたちのレジリエンスを発揮していく上で大事なものは、子どもの声を聴くということだと思います。こども基本法にも明言されていることですよ。これは私が児童相談所に関わったあるお子さんの声です。その子は虐待が背景にあって、過量服薬をして保護されていたんですけども、本当に死にたい気持ちが強い方だったんですが、その子があるとき言いました。「今は死にたい気持ちはない。いろんな大人に話をちゃんと聴いてもらって、世の中悪い人ばかりでもないなと思った。」と、その子は教えてくれました。もちろんこの言葉が全てではないと思いますけれども、やっぱり聴くということがどれぐらい力があることなのか。それをたくさんの方がやるということがどれぐらい力があることなのかということも教えてくれる言葉じゃないかなと思います。

これ最初の方にお示しした子ども時代のポジティブな体験、PCEs、もう一度示しますけれども、皆さんどうでしょう。家族と気持ちについて話せるとか、そばにいてくれるとか、支えられているとか、真剣に考えてくれる人がいるとか、直接間接に聴くに関する項目がとても多いです。そういった意味でも言語、非言語の発信を聴いていたり、それができる場所を作っていくということはとても大事なことなんだと思います。実際にその子ども政策の基本理念にも一等一番に子どもの意見反映と社会参画については書いてありますし、こども基本法でも先程見たように明言されていますし、さらにこども基本法の第11条では、この施策に関する子ども等の意見の反映というのが、ここポイントなのが皆

さん御存知のとおり、努力義務ではなくて措置なんですね。ですので、やれるといいねじゃなくて、「国及び地方公共団体は、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」なので、どうしてもやらなくてはいけないということになっているわけです。ですので、私の個人のところにもそうですし、こども家庭庁とかいろんなところに、自治体が実際どうやって子どもの声を聴いたらいいんですかとか、アンケート取ろうと思うんだけどどうやったらいいですか、みたいな声がたくさん問合せが来ています。ここをみんなで考えていくフェーズが今からできてくるんだと思うんですね。こども家庭庁でも実際にここ1、2年ぐらいで自治体に対する子どもの声の聴き方のガイドラインというか、ガイドができてくる予定になっているかと思われまので、そういったところを皆さんと丁寧に相談していけるといいのかなと思っています。

とはいっても現状どうかというと、必ずしも今子どもたちの声が聴かれているわけではないようです。コロナこどもアンケートの中でも、このコロナ禍の中で、これ第2回調査ですので、正に2020年の大変だった時期ですよ。子どものことを決める時、大人たちは子どもの気持ちや考えをよく聞いていると思いますかと尋ねると、小学生で言うと2割ぐらい、中高生だと4割ぐらいの子たちは、声が聴かれていませんと教えてくれているんですね。さらに、先程子どもの権利条約の4原則にも子どもの参画とか、声が聴かれて尊重される権利があると申しあげましたけれども、それを知っている子どもというのはものすごく少ないということも明らかになっています。子どもの意見の尊重を知らないという子たちも5から7割ぐらいで多いんですけれども、そもそも子どもの権利自体を知らなかったという子が小学生で大体5割以上、中学生でも3割ぐらいの子たちは知らないんですね。これ成育の調査ですけれども、日本財団とかセーブザチルドレンジャパンが同じような調査をしていて、大体類似の結果が出ています。さらに、大人たちで子どもの権利について知らないという人が、子どもに関わる先生とかでも知らないという人がまだいるという状況にもなっていて、ぜひ議員の皆さんきっと子どもの権利条約の内容については御存知だと思いますけれども、これをより普及させていくというか、子どもに関わる全ての人が子どもの権利について知っている状態ということを作っていくというのはとても大切なことかなと思います。

そういった中で、権利としても大事なんですが、子どもの影響力を信じて子ど

もたちと対話すると、とても良いこともあるというお話をします。子ども抜きで子どものことは決めない。報告ではなく、共有し一緒に考えると書いてありますが、これは子どもだけではなくて、実はオープン・ダイアログという手法が精神科医療の中であるんですね。聞いたことがある先生方もいらっしゃるかもしれませんが、これは統合失調症の方たちが、かつてその意思決定の力がないと思われていたので、いつ入院しますかとか、お薬どうしますかというのを全部その人抜きに決めていた。全部周りの人が決めて、こうなったよって報告していたのを、そうじゃなくて、その人を力のある存在、影響力のある存在として、一緒に輪になって話し合いをすると、実はそれによって薬も入院もすごく減ったということが明らかになっているんですね。ですので、子どもの意見を聴く、対話の中で一緒にしていく。例えば、運動会どうしましょう。このコロナ禍で運動会を開催するのどうしましょうとか、修学旅行どうしましょうとか、マスクどうしましょうとか、そういうことを子どもたちに報告するんじゃなくて、子どもたちと一緒に考えるということが治療的な意味、そのケアの意味も非常にあるということが分かっています。ですので、子どものために何か大人が考えて子どもに伝えましょうではなくて、子どもと一緒に考えましょう。大人は子どものパートナーになりましょうというふうに、ここにいらっしゃる議員の皆さん一人一人が次の会議で発言をされるということが、正にこの三重県の流れを変えていけると私は信じています。

それから、声を聴くというときに、今ちょっとありがちなというか、多くの自治体でじゃあどうやって聴いたらいいのっていうふうになっているのだと思いますが、そこで大切なのが、子どもの意見を聴いたり、参画するというのには、いろんなレベルがあるということが言われていて、これを意識しておくというのはとても大切なことです。子どもの意見を聴くという場合に、それが操り参画、お飾り参画って書いてありますが、いわゆる子どもたちを集めてイベントをして、ちょっと会議をして、意見を聴いたね、ありがとうございましたって言って、それはそれとしてみたいな感じで事が進むというのが、いわゆるこの非参画の中に分類されるようなお飾り参画ですね。にわかには法律で措置になったりすると、自治体も何かやらなきゃいけないので、そういう取りあえずイベントをやりましょうみたいな、子ども祭りやって意見を聴きましょうとか、アンケート取って取りあえず聴いたことにしましょう、みたいなことが起こりがちなんですけれども、ニコニコしていらっしゃる議員の方がいらっしゃるかなと思うんです

が、そこはもちろんそういうプロセスはあるかもしれないんですけど、そこはやっぱり超えていくということが今後必要なんですよね。例えば、アンケートを作るプロセスに子どもが参画したりとか、アンケートを取ったらそれを子どもにちゃんとフィードバックをして、大人はこういうふうを受けとめて、これをこういうふうにやっていこうと思うんだけど、どう思ってたっていう会もやるとか、それがもっと進んでいくと、子どもたちがこういうことを話し合いたいんだけど、大人の人たち一緒にやりませんかという事で、大人には何ができるかなという事で、こういう人もいるよとか、こういう方法もあるよというふうと一緒にやっていく。そういったことを目指す、今、正に始まりのところに日本がいるんだと思います。議員の皆さんがぜひ子ども参画というときに、この参画のはしごのどの辺かなこの取組はっていうことを意識していただけると、とてもいいかなというふうに考えています。

子どもの意見を聴くときに、これ私の内容の最後のスライドになりますけれども、聴いた気にならないということはとても大事かなと思います。これ私があるととても大規模な調査のアンケートに関わったときに、地域差を読んでいてこんな答えがありました。ある小学生の子が答えてくれたんですね。前のアンケートでの5つまで選ぶというので、5つだけと勝手に決めたりしないでほしいとその子は言っていました。つまり、何か子どもの声を聴こうとするときに、大人がやりたい方法で選択肢を作って、大人がやりたい方法でいくつ選んでって言うということは、もしかしたらそこに子どもの聴けていない声があるかもしれないということ。それでもやるということはあると思うんですけど、この方法では聴けていない声があるかもしれないということに私たちはいつも気がついていなければならないと思うんですね。聴くプロセスも子どもと一緒に考えるということが大事だと思います。

また、意見を聴くときに、子どもたちの意見で必ずしもこの政策について意見を言ってくださいってということだけではなくて、例えば日々公園で遊んでいるときのつぶやきだったりとか、家庭でのつぶやきだったりとか、学校でのつぶやきだったり、あるいは声にならないいろんな行動だったり、体や心の不調だったりとか、そういったところに全て声があるんだと思うので、そういったところも含めていかに子どもたちのそういった願いを政策に汲み取っていくかということができるといいなというのが、私がこのコロナ禍からの調査で子どもたちから教えていただいたことの一部であります。

ということで、私がいただいた内容、大体今 45 分ぐらいでお話したので、ここから取組の事例があれば御紹介してくださいということだったので、そこについて、特に体験活動の機会の減少、不登校児童と子どもの自殺というテーマを挙げていただいている、極一部ではありますが、この全てに何か関わっているとかそういうことではないので、ここに関して詳しくはお話できないんですけども、こういうものがありますよということを御紹介したいと思います。

まず、体験活動の機会の減少ということですね。東京都ですと、遊び推進プロジェクトというのがあるようで、都としていろいろなイベントなどを行ったり、ホームページでいろいろなことを紹介したり、特に野外活動とかも紹介したりしているようです。遊びに関しては、割と市民団体の活動が強く、特にコロナ禍で危機的な思いを持った市民団体の方がいろいろやっていて、これあそび庁という、あそび庁は正式な省庁ではないんですけど、あそび庁という名前で普及啓発事業だったりとか、人材の養成だったりとか、そういったことをやっていて、講師の派遣などもしてくださっているのも、もしかしたらお話が聞けるといいかもしれません。

あと、この Tokyo Play というのも市民団体なんですけれども、これは東京を中心として行われている市民活動で、東京都と連携をしてやったりとか、あと私がある世田谷区でも公園を作るみたいなときに、どういう公園だとインクルーシブな環境で公園ができるのか、みたいなことを一緒に考えてくださったりしているような団体もあつたりします。

こういったところで、遊びだけではなくて体験の格差があるというようなことにいろんな危機感を抱いている市民団体などが政策提言をしている場合があります。これが子どもの体験格差解消プロジェクトというところなんですけれども、いろいろな格差があるというふうに思われた状況に対して、調査研究を行ってプログラムを作って、それを政策提言していくっていうところがあつて、その協働先として自治体というところがありますので、もしかしたらこういうところが三重県とかもパイロットとして一緒にやりたいよつていうことがあれば、もしかしたら何か良い一歩にもなるのかもしれません。

ここまでの体験活動についてのこんなものもありますよという紹介でした。これはあくまで私がこういうのがあるというふうに認知をしているだけのものですので、もし御連絡を取られる場合にはこういったものを見たのですがという形で御連絡を取っていただけるといいのかなと思います。

不登校児童等への取組について、同じくですけれども、川崎市が行っているのが、NPOと自治体がうまくコラボしてやっているようなたまりばというところがあります。これは西野さんというずっとそのプレーパークとか不登校の方のサポートをずっとずっと長くしていらっしゃる有名な方がいて、本当に子どもの権利に根差した居場所づくりというのをずっとやっている方です。私も園にはお伺いしたことがありますけれども、本当に平日でも子どもたちが御飯を食べたり、緩やかに活動していて、すぐ横にプレーパークもあって、話が自然にまざり合うような環境ができていて、そこにしっかりと自治体が助成を出していたり、こういうところのスタッフさんとかプレーパークの職員さんって本当にお給料が低いことが多いんですけれども、そこにちゃんとお給料をつけたりみたいな、そういったことがなされています。

あとは、これは子どものメンタルヘルスを予測するというか、モニタリングしていくような心の健康観察にこりというアプリみたいなものを作った研究機関がありまして、そこと自治体が連携している。いくつか連携しているんですけど、吹田市とか割とうまくいっているようですね。関西の吹田市ですね。これでデータを取って研究機関が、つまりただやるだけじゃなくて、その評価とか、どういうふうに子どもたちに影響を与えたのかっていうところも一緒に見える化してくれるというような、研究機関とやるメリットはこういうところがあると思います。

あとは、これ有名なNPOカタリバですよ。カタリバさんは割とその自治体とも連携しているんですけど、さらにそれを仮想空間と一緒にやって、不登校の子たちがオンラインでメタバースみたいなところで、自分たちが過ごす空間をやっていくっていうのは、世田谷区とかはこのカタリバの仮想空間事業と一緒に連携をしたりもしています。

次が子どもの自殺についてですね。子どもの自殺については、こども家庭庁の方でもやはり非常に大切なことだということで、子どもの自殺対策に関する関係省庁の連絡会議を国も作ってしまっていて、いろんなヒアリングをしていて、今日申し上げるようなこともここに入っているんですけど、こういった資料を見ていただくだけでも、今国レベルで認識されている、つまり国のいわゆる好事例として取り上げられているものとかが今日は紹介しきれないんですけど、いろいろいっぱい載っていますので、ぜひこういった連絡会議の情報も取り入れていただけるといいかなと思います。そこで紹介されている一部ここでも紹

介しますと、RAMPS と言って、RAMPS は東京大学の研究員の方々と自治体の教育長がうまくコラボをして、RAMPS というのはこのタブレットですね。保健室にタブレットを置いて、ピッピッピッと入れていくとうつだったりとか、自殺のリスクが分かって、そこでアラートが出て、そのアラートが出たことに関して、その自治体の危機対応機関というか、医療機関だったり相談機関につないでいくというところが保健室からシームレスにできる。しかもそれをアプリでやるので、どの保健室の先生でもできるし、子どもたちにとっても対面では言いにくいことも割と侵襲的ではなくできるみたいなメリットがあるというので、RAMPS は結構割といろんな自治体に広がっていますね。

あとは、相談窓口もいろいろありますけれども、相談窓口をやっぱり自治体がしっかり連携していて、ここが信頼できる相談窓口ですよっていうことをしっかり確認してグリップしておくことは大事なかなと思います。そこで紹介されている、これはさっきの自殺対策の連絡会議で紹介されているNPO法人あなたのいばしょみたいなのところとか、ほかにもいっぱいあるんですけども、しっかりそういったどんな居場所があるのかということをやっちゃんと把握して子どもたちに紹介していくということも大事なかなと思います。

やはり自殺で大事なのは予防ですよ。突然ある日、自殺念慮が立ち上がってくるわけではないので、学校などでメンタルヘルスに対するプログラムをやっていくということはとてもとても大切なことだと思います。今、「〇〇教育」というものが押し寄せていて、学校にそんなものが入る余裕がないみたいになっているんだと思いますけれども、でもやはり子どもの心の健康というものをしっかりとやる、かつ、それは学習指導要領も改定されて、しかも入っているので多分中身が大事ということだと思うんですね。もう既にやることは決まっているので。そのときに、いかに心の病気にならないか、みたいな伝え方だと、子どもたちがしんどくなくなってしまうので、心の病気というか、しんどさというのは誰にでも起こり得ることであって、実際に1、2割の人たちはなるので、なったときにどうしたらいいとか、先程申し上げたように、お友達が少し心がしんどそうだなと思ったときに、私には何ができるかという、それがもうあるという前提で教育プログラムを組んでいくということがとても大事なんですね。

その上で、この千葉大学のプログラムというのは認知行動療法といって、自分の考えとか行動とか気持ちを整理整頓していくというようなエビデンスに基づいたやり方をプログラムにして、学校と連携していくみたいなことなので、こう

いったものを使っていくのもいいかもしれません。

相談先に関しては、何かリンクを貼るとすればおすすめはこれです。内閣官房の孤独・孤立対策というところのリンクがととてもとても良くできていて、これ18歳以下の皆さんへっていうところのヒントを探すというところをクリックすると、自分の年齢を選んだりするんですけど、そうすると、例えば小学校2年生ですというふうにすると小学校2年生に合った言葉でその後のチャットボットみたいなのが出てきて案内してくれるんですね。どんなことが辛いですかって、どこに住んでいますかとか言って、実際にこういうところがありますよっていうところを紹介してくれるところまでチャットボットがやってくれるので、それはとても子どもたちにとって親和性が高くかつ実用的かなと思います。

ここまでの私のいただいた内容で、補足として事務局の方とやり取りをしていたときに、私のプロフィールを見て、虐待のことももし付け加えるのであればということをしていただきましたので、2枚ほど虐待に関しては私が今所属しております子どもの虐待防止センターでは、こういった専門職行政向けの教育プログラムなども適宜行っていますので、もし御関心があればお申し込みいただければいいなと思いますし、あとは福井大学の友田先生という虐待予防で有名な先生がいるんですけども、マルトリ予防士育成講座というのを無料で今公開してしまっていて、何回かの動画を見て虐待予防について学ぶということが公開されているので、もし御関心があれば、こういったところものぞいていただければいいかもしれません。

ということで、大体いただいたお時間いっぱいぐらいになりましたので、私の方でここで共有を停止させていただこうと思います。

中森座長

ありがとうございました。

ほぼ1時間ぐらい経過しましたので、この後、休憩を挟んで、皆様方から御質疑を賜りたいと存じます。再開は11時5分からといたしますので、この間しばらく休憩といたします。

なお、Web会議システムについては継続したままとし、カメラ、マイクについては適宜オフにしてください。

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩)

中森座長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの御意見を受けまして質疑を行いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言される際は、私の指名を得てから発言するようお願いいたします。

それでは、委員の皆様から山口様に対して、御質疑があればお願いいたします。

稲垣委員

先生すいません、ありがとうございます。

今いろんな貴重なデータをいただいて見させていただいて、本当に貴重なデータいただいて、ありがたく思っています。

実はコロナのときも、私この国立成育医療研究センターさんのこのアンケートを自分なりに結構見させていただいて、結構SNSで発信するようにしていました。というのが、分科会とか政府がいろいろと出しているものというのが、どちらかというところと当然感染症対策としてやってることなので、子どもたちのことをあまりにも考えていないんじゃないかっていうことを思っていて、こういったデータを成育医療研究センターさんの方で出させていただいたことで、そういうこともしっかり伝えていく必要があるなという思いでやったんですけども、実際その政府の分科会とか、あるいは当時、厚生労働省のアドバイザリーボードとかあったんですけど、そういったところにこのデータとか、こういったものはコロナの3年近くの間いろんな対策してきたんですけども、そういったことも分科会とかにも共有されていたのかどうか、あるいはそういった話も情報としてちゃんと伝えていただく、あるいは向こうから聞き取っていただきながら政府が対策をしたのかなってというのがちょっと気になるところでして、そういう視点が結構欠けていたのではないかなっていうことを思うので、ちょっとその辺りを、連携があったのかどうかということもまずちょっとお聞きしたいのと、今後このアンケートは続けていかれるのかどうかということと、改めてこの3年半ぐらい振り返って、国立成育医療研究センターとしての検証というか、コロナ対応での子どもたちの置かれた状況に対して、3年半やってきたことを研究センターとして検証するつもりはあるのか、その辺りをちょっと教

えていただきたいと思います。

山口氏

御質問いただきありがとうございます、稲垣先生。3つ質問をいただいたかと思えます。

まず1つ目の御質問に関して、私たちのデータを政府の分科会に直接届けたかということに関しては、こちらちょっと正確な確認は後だと思いますが、直接政府のヒアリングを受けたり、やり取りをしたり、私たちが委員としてどちらかに呼ばれたということはおそらくなかったのではないかなというふうに思います。ここはしっかりともう一度確認をしますけれども、ただメディアへの発信はかなり積極的に行ってまいりまして、多数のニュースで取り上げられたりとか、あるいは教育委員会さんにこうした講演だったりとか意見交換ということは多数行ってまいりました。直接の政府の分科会に関して、私が存じ上げる限りなかったと思いますけれども、そちらは改めて確認をしてもう一度お伝えをさせていただきます。そういった意味で今回、三重県議会さんからのお話があったときに、これ本当に大切なことだなと私たちも感じまして、ぜひということで、こうした連携をさせていただいているという次第でございます。

2つ目の御質問に関しては、このアンケートを続けていくかということに関して、続けていくかと言われれば続けるのですけれども、この形では続けていくということではありません。つまりコロナに関するアンケートということでは続けていくつもりはないんですね。というのは、このアンケートで見てきたことは、冒頭でも申し上げましたとおり、いわゆる有志の方たちがオンラインで答えてくださった形になっておりまして、調査研究上偏りがあるというか、サンプルにバイアスがかかりやすい形になっております。私たちが今回の一連のことで、やはり子どもたちのデータを取っていくということの重要性を感じましたので、今度は全国郵送調査として、つまり科学的にもう少しエビデンスの高くなる形で、全国で無作為に抽出した子どもたちに対して、コロナにかかわらず、心の様子だったりとか、生活の様子だったりとか、養育者の方々の様子だったりとかを継続的に聴いていくパネルというものを作って、成育子どもパネルというものを作って今後調査をやっていくことになっています。これは既に3回行われておりまして、紹介いたしました私たちのホームページにもこの3回のデータを比較したデータは掲載されていますので、ぜひ御覧いただけたらと思います。こ

ちらに関しては今後も継続していく方針です。

3つ目の今後成育としてこの3年間を検証していくことを考えているかということに関しては、コロナこども本部としてはアンケートが主体だったものですから、ここで一度閉じてはいるんですね。でも、それを引き継ぐ形で先程申し上げた全国郵送調査を行うような成育こどもシンクタンクというところが今立ち上がっておりまして、この成育こどもシンクタンクというところの事業の一つとして私たちが子どもたちと一緒にこのコロナ禍を振り返るとい研究事業を行う予定であります。

具体的にどういうことを考えているかといいますと、私たちがこの学んだことは、この講演でも申し上げましたとおり、私たちが聴きたい、大人たちが聴きたい方法でこのコロナを検証するのではなくて、子どもたちにとってどうだったかというのを子どもたちのまなざしで振り返っていくということがやっぱり大事だと思うんですね。ですので、私たちは従来とは違って、子どもたちを子ども探究者として要請というか、募集して、その人たちをパートナーとしてどういう手法でどういう研究をしていけばいいかということをやりながら、イギリスのオクスフォード大学と合同で、子どもたちのまなざしで子どもたちのチームが子どもたちへのヒアリングやアンケート調査などを行って、そこから政策提言をしていくという形で、この3年間の振り返りを行おうと思っています。実際に自治体に協力していただくことが一つの自治体では決まっているんですけども、ここに関しては12月からリクルートを始める予定で、もし三重県さんの方でリクルート活動などに協力していただいたりとか、教育委員会さんの方でこういったことに参加していただく子どもたちにもし御関心があるようでしたら、ぜひ引き続きお声掛けをいただいて、それは三重県さんにとっても今後の政策への提言、もちろんこの振り返りという意味でも大事だと思いますので、ぜひ頭の片隅に置いていただけたら嬉しいなと思います。稲垣さん、これでお答えになっていますでしょうか。

稲垣委員

御丁寧にありがとうございます。

政府がどういう形で参考にしていただいたかかどうかというのは今分からないということですが、メディアに結構発信されたのを私もずっと見させていただいてまして、情報として本当に心強く、そしてまた、この問題点を今こ

そ言わなければいけないという私も思いがあって、正にそれをデータで出していただいていたので、SNSを使って私もよく引用させていただいていたんですけども、本来なら国の方の政策にもう少しこういう視点がほしいなっていうのはちょっと感じたものですから、どうだったのかなっていうのはちょっとお聞きをしました。

もう1点、先程のお話で、当然子どもと一緒に考えていくということがやっぱり大事で、これからの検証を子どもたちにとってどうだったかというのを子どもたちの目線でやるというのはもう大賛成で、そうやっていくべきだし、そうやってやるのが本当に本来のやり方で効果が出てくるのかなっていう気もする一方、実際、今子どもたちを見ると、実は私の娘が中1なんですけれども、クラスで今マスク何人してるって今朝聞いたら、外してる子は4人だけで、後の全員はまだマスクをしてるというふうに言ってるんですね。マスクを外すもするの自由だというものの、やっぱりちょっと異常な状態なんじゃないかなと思いますし、これは娘の学校ではないんですけれども、私の友達の子供の学校とか聞いていると、いまだに給食を黙食でやっている学校もあるんですね。そういう状況を見ると、当然それは子どもたちの声を聴いてやればそれを是正することになるのかも分かりませんが、やはりこの3年近くにわたって、ある意味大人が一方的にというか、大人がこうしなさいということで子どもたちにさせてきたというのはあると思うので、子どもたちが進んでマスクをしたわけではないし、子どもたちが進んで黙食を始めたわけではないと思っていて、それは大人がやっぱり感染症対策という下にやっぱり強いてきたっていうことを考えると、ある一定、もうやめてもいいよっていうか、もうやめましょうということを大人が積極的に言うことも大事なんじゃないかなと思うんですけど、中々子どもたちの声を待っていると、まだ時間が少しかかりすぎるんじゃないかなと思うんですが、その辺りについて先生はいかがですか。

山口氏

ありがとうございます。とても大切なところだと思います。

稲垣先生にお伺いをしたくて、今おっしゃった、子どもたちの声を待っていると時間がかかるのではないかということについて、もう少し教えていただけたらとても嬉しいです。

稲垣委員

当然子どもたちの声を、今そういう場があれば、すぐにでも拾えるか分かんないですけど、その場を作るところから多分始めなければいけないと思いますし、その場ができたとしても、その声がどこまで反映されるのかどうかという今仕組みがないと思うんですよね。仕組みを作ることからやっていくと、やっぱり時間がかかるかなと思っています。本来はそうあるべきだと思うし、これを機会に子どもが中心になって子どもの目線で物事を考える政治に変えていくべきだっというのを私も本当に思っていますけれども、やはり今ある問題、具体的な話でマスクとか黙食という例を出させてもらいましたけど、コロナによって子どもたちがやっぱり強いられている状況をまずはリセットするというか、日常に戻すという言い方を私はよくしているんですけども、日常に戻すことというのはやっぱりちょっと大人が先導というか、やる必要もあるのではないかなというのをちょっと感じたものですから、その辺りをお聞きいたしました。

山口氏

ありがとうございます。とてもよく分かりました。

稲垣委員の御指摘とてもとても大切なことだなと感じております。正に子どもたちの意見を聞くというときに、丁寧にやると本当に時間もかかるし、手間もかかるしっていうところなんですよ。参画のはしごとお示ししたように、パッと聴いちゃおうっていうので、は一いつていうんだったら何でもいいんですけど、それだと子どもたちにとっては何か聴かれたのに何だったのみたいな形になってしまうので、その視点は本当に大事だと思います。

その上で、何ができるかなと考えたときに、ただ仕組みとしてデザインしていくということはずっとずっと待っていると、いつまでも中々できないというところもあると思うんです。コロナに関して、特に現在ですとインフルエンザとの同時流行などでまた子どもたちの間ににわかに今度また何が起こるのかな、またかなみたいな感じがちょっと起きていて、そういうのもあってマスクしてる子が今ちょっと多いのかなと思うんですけども、こういうときに、例えば学校などの子どもたちが日常でいるところで、先生たちを通して、このことについてどういうふうに思っていますかっていうことをただオープンに聴くということでもとてもとても意味があることだと思います。そのときに留意すべきことがあって、それは子どもたちの声を聴くというときに、聴く場所だけではなくて、

その前と後がとても大切ということをお大人が共有しておくことなんです。これはすごく難しいことではなくてすぐにできることだと思うんですけども、一つ目の前というのは、子どもたちが今の状況について、その子たちの発達段階にあってちゃんと理解しているかということです。つまり、今マスクどうしますかっていきなり聞かれても、じゃあ今インフルエンザがどのくらい三重県で流行っているよとか、コロナは今どれくらいだよとか、コロナにかかったときにこんなふうになるよ、子どもは重症化するよとか、しないよとか、そういったことがある程度子どもに分かる方法で子どもに伝わっているということがとても大事なんです。それに関しては医師会の資料だったり、あとは長野の坂本先生というドクター、名前をど忘れしちゃいました。いろんな資料を作っている先生が割とコロナのワクチンのこととか、ウィルスのこととかについてとても分かりやすい資料とかを作っているんで、そういった既存のものを使いながら、子どもたちに情報を提供して、その上で、じゃあマスクしたいかな、したくないかなって、もししたくない人としたい人がいたときに、どうしたらいいと思うかなということをお聴いていく。というのがこの前のところ。情報提供をしっかりとすることです。

後については、子どもたちの意見を聴いたときに、全部それを反映するということをしなくてもいいし、できないと思うんですよ。それは意見も分かれるでしょうし。そうではなくて、意見を聴いたときに、それをきちんと大人が要約をして返す。今、このクラスで出たことというのは、こうこうこういう意見があって、こうこうこういう意見があったと思うんですけども、その受けとめであっているかなっていうことをまず子どもに確認をして、そしてその上で、このクラスではそれに対してこういったことができるかもしれないんだと思うんだけど、どうかなと。これに関してはできないと思うんだけど、それはこういう理由があってできないんだけど、代わりにこういうことはどうかなみたいな形で、マスクというテーマにしても、あるいは今の時期であれば、運動会とかを秋にやっている学校であれば、音楽会とかをどういうふうにするかみたいなことについて、節目節目でいろんなことができてくるんだと思うので、そういうことについて、子どもと一緒に話を聴く機会を小さく設けていく。そうすると、何かガイドとか仕組みができるよりも大人が学ぶんだと思うんですよ。子どもと対話するとこんな感じなんだなっていう、そういった実践の機会を自治で作っちゃうということも割と大事だったりするので、同時並行で行っていく。その上で、先程申し上げ

た前と後を大事にするということが求められるのかなというふうには思っております。少しでもお答えになっていますでしょうか。

稲垣委員

ありがとうございました。

そういう形で前と後、おっしゃるとおりだと思いますので、そういう形を作っていくのがこれからの政治にも本当に大事なんだなっていうことを改めて思っています。

最後に一つだけなんですけど、このコロナで私が大人の一番嫌だなと思ったことなんですけれども、今の話だと、聴く場所の前の話になるかも分からないんですが、情報提供するデータに当たって、子どもに現状を把握してもらうに当たって、結構大人がやったことって、思いやりとか、人のためっていうことをコロナに結構やったと思うんですね。子どもは重症化しないとか、子どもにとっては先程先生の話でも、ウイルス自体は子どもにとっては大したことはなかったっていうか、害ではなかったけれどもっていう話の中で、だけれども、お年寄りのためにとかいうことを入れてきたと思うんですよ。当然思いやりや人のためって大事なことなんですけれども、感染対策にそのことを入れることによって本当に正しい判断ができたのかどうかというのを結構疑問に思っているところもありまして、そういったことはすごく我々反省すべきかなと思うんですけれども、その辺りについて先生もお考えがあればお聞かせください。

山口氏

ありがとうございます。

とても大切なところだと思うんですね。思いやりって強要されるものではないと思うので、その視点は大事だと思います。日本だけではなくて世界的にも大切な人への思いやりというか、思いをはせましょうということは言われているんですけれども、その前提として、今のあなたの状況に関してとても大変だったよね、辛かったよねっていうようなことがわかった、共有されたという上で思いやりって言われないと、子どもたちにとってはまず今ここの自分がないがしろにされたということができてしまうと思うので、そこはとても大切だと思います。

そういったときに参考になるかもしれないのが、時期を忘れちゃったんですけ

れども、ニュージーランドの前首相、女性の首相が子どもたちに対してパンデミック下で発信したメッセージがあったかと思うんですけれども、要するに大人が、子どもたちがどれぐらい努力をしてくれて今の状況にあるか、私たちは本当にひしひしと感じています。皆さんはこのコロナ禍の中でやりたいことを我慢したりとか、行きたいところに行けなかったりとか、したくないマスクをしたりとか、本当に協力してくれたこと私たちはよく分かっています。本当にありがたいございますというふうに、政府としてというか、行政としてきちんとメッセージを発しているんですね。例えば、なので三重県でももしそういうような対応があるかもしれないときに、三重県の一番偉い人というか、偉いっぽい人が、子どもたちに、みんなこの3年間、正にこの総括じゃないですけど、本当にお疲れ様でした、本当にありがたいですね。でもまだ今もインフルエンザも流行りそうだし、なんかいやだよ。だけど、私たちは学びましたと。この3年間で大人がいかにか大人主導で物事を決めてきたかを私たちは今本当に反省しています。だからこそ、ここからはもしかしたらインフルエンザも流行るかもしれないし、またコロナが変異して、何かとんでもないことになるかもしれないけど、一緒に考えたいと思っています。ここから一緒に付き合ってくださいっていうことを、なんか分かんないけど、でっかいモニターとかでいろんなところで発信するみたいなことができたりすると、そこで思いやりって言われれば子どもたちはそうだなっていうふうにきっと思ってくれる子もいると思うんですよ。そういったところがまず大事なのかなと思います。

稲垣委員

どうもありがとうございました。

中森座長

続けて質疑を行います。

石垣委員

石垣でございます。本日は貴重なお話ありがとうございました。

私自身も子どもたちにはやはり体験をするということが一番の成長につながると思って、今までも活動させていただいたので、それを正に科学的根拠でありますとか、非常にエビデンスに基づいてお話をいただけたこと、私自身も非

常に心強い後押ししていただいたような気持ちにもなったので、本当にありがとうございました。

その中で、御質問といたしまして、私自身もこの夏休みは非常にチャンスだなと思っていたので、様々な体験の機会というものを地域の中でさせていただいていたんですが、小さな団体だとか、それぞれの自分たちのグループの中ではやはりそういう子どもたちに体験の場所を提供するとか、体験するということは非常に大事だよねっていうことで共感していただける方々がいるので、非常に体験をするっていうことを子どもたちに発信するということはすごくやりやすかったんですが、いざこれを大きな、例えばこれ自治体の方でこういう体験機会を戻しましょうだとか、作っていきましょうとなったときに、例えば僕がさせてもらったのは川遊びの体験会だとか、こういったことをやるときにどうしても、例えば川遊びするときには何かあったときにはどうするんだとか、責任は誰が取るんだとか、非常に大きな枠になればなるほど、中々こういった体験の機会というのを子どもたちが参加できないような状況ができてしまっているんじゃないか。すなわち、子どもたちがやりたいということを制限してしまっているのが大人なんじゃないかっていうことを非常に感じたときに、中々トップダウンでこういったものを政策や事業に乗せてやるという形の答えを私がちょっと今見いだせずにいます。どっちかっていうとボトムアップで、それぞれの小さなところから広げていくっていうやり方でしか、こういった子どもたちの体験の機会を作るという社会を作れないんじゃないかというふうになんかちょっと自分では考えてしまっているんで、もしそういったこれから政策や事業という形で、たくさん子どもたちにこういった体験する機会が大事だよね重要だよねっていうことをどう政策や事業に乗せていくのが必要だと考えておられるのか、ぜひ先生の御助言をいただきたいと思います。

山口氏

ありがとうございます。石垣さん。とても大切な視点だと思いました。

正に遊びというのは、特にこの間、何気なくあった遊びというのがいかに子どもたちの成長、発達にとって大事かということが顕在化した3年間であったと思います。おっしゃるように、子どもたちの保護というか、予防の側に回ってしまうと、けがをさせてはいけないとか、誰が責任をとるんだってことはよくあることなんですね。でも、考えてみたときに子どもたちの権利の視点で考えると、

子どもたちは遊び、探求する権利というのは誰しも持っている、それは明確に書かれていることであるっていうことをまずその軸を共有した上で、ただそれを行政の方でどういうふうにするか、できないかっていうと、例えばウェールズですかね。イギリスのウェールズ政府などは、政府が遊びに対する指針みたいなものを出していて、行動計画まで出していたりするんですよね。なので、そういったように、地域の取組を集約化する形で、ウェールズも最初どういう遊びに関する取組があるかみたいなことをまず調査をして、こういうことはうまくいっていて、子どもがけがをするというのはしょうがないので、そういったときにこういう策がありますよみたいなことを踏まえて、広めていくっていうことがきつとできるんだと思うんですね。例えば、プレーパークみたいなものが全国にあって、冒険遊び場っていうような場所を作っているところがプレーパークっていうのは全国に広がっていきますけれども、そこでは子どもたちがけがをしたりっていうことを、それも含めて遊びであって、ただ遊びの中で本当に危険な事故が起こらないように、例えば釘をいつもチェックしているとか、そういったところのこういった取組をしていけば、その子どもたちの命に関わるようなところはなくできているかというところをまずきちんと把握をして、それをこういう取組ができていますよっていうことを行政としてサポートしていくっていうことがとても大事なのかなと思います。

おそらくそういうことを今やっているのが Tokyo Play だったりとか、あそび序だったりとか、そういったところが正にそういったプレーパークとかを全国に広げていき、その冒険と危険のバランスというところですよ。そこを大人がどういうさじ加減でやっていき、それをどういうふうに子どもが決めていくのかっていうところをやっているんで、ぜひそういった方達のアドバイスも得ながら、落としどころを見つけていくというところがいいのかなというふうには思います。そこでは必ず子どもたちの参画は必須だなということも申し添えておきたいと思います。

石垣委員

ありがとうございます。

正にけがをすることも子どもが大きく成長する上で非常に大事なことで、命に関わる部分というのは必ず排除していかなきゃなりませんので、けがをする、かさぶたを作るというところも正に子どもの成長だなということも正に思って

おりますので、その辺りの行政として安全安心の徹底的なサポートっていうところで、政策や事業の中に落とし込んでいくっていう形が非常にいいのかなということは聞かせていただいて、そのとおりでだと思わせていただきました。様々な取組を聞かせていただきながら、今後また政策に落とし込めるようにさせていきたいと思えます。

もう1点。その中で、いろんな事業を進めていく上で子どもたちの声を正に聴きながら、それを形にしていくことは非常に大事だなと思うんですけど、先程稲垣委員もおっしゃったように、この考えをどうしても大人が子どもの考えを優先してしまっているところがあるんじゃないか。大人側が子どもたちの考えを阻害してしまっているんじゃないかっていうのは正にそのとおりで、何か体験をする上でもどうしても親が駄目だと言えば、子どもも駄目だと言ってしまふ。子どもたちは心の中では、もっとこういうことやりたいな、ああいうことやりたいなと思いつつも、親の顔色を伺いながら、これは言うたら駄目なのかなっていうことを言わずに、結局子どもが発している、裏に大人の顔を見て、親が嫌だということを子どもが発してしまっているというような状況も非常に聞くというふうには伺っておりますので、やはり一つ子どもの声を聴くことと、やはり親をどう巻き込むかっていうところが非常に大きな視点だなと思うんですけども、その辺り親を子どもたちの声を大事にするというところに引き込んでいく。また、体験をするというところには、親御さんがやっぱり子ども達に体験をさせたいなって思っていたらいいように巻き込んでいくための親の引き込み方っていうところの視点もぜひお話を伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

山口氏

ありがとうございます。

正におっしゃるとおりだと思います。子どもたちが自分たちに遊ぶ権利とか冒険する権利があると分かっているけど、周りがそれを保障しないかもしれないという環境ですと、本当に子どもたちはよく空気を読んでそれを引っ込めているということは本当に目の当たりにすることです。ですので、大切なことはやはり親個別にアプローチして中々難しいので、教育現場でそういった教育を入れていく。そして、そこに親も巻き込んでいくということが現実的な路線としては一つできることなのかもしれないと思えます。

例えば、家族が必ずしもいわゆる生物学的な両親と住んでいない子たちも含めて参加しやすいような形で、一緒に住んでいる人と遊びの大切さについて考えるみたいなことであったりとか、あとはその子どもが意見を聴かれるという権利について、親も子どもも一緒に考えるみたいな、権利教育を大人がしっかりと受ける機会を保障するということがとても大事なのかなと思います。中々小学校を超えてからもやったほうがいいんですけども、権利先進国と言われているような国だともう乳幼児期からそういったことをやっているわけですよね。その両親とつながりやすい時期というのがやはりあるじゃないですか。乳幼児健診であったりとか、あとは両親学級であったりとか、そういった子どもたちがまだ小さいときから、そして両親と行政が関わることが多いその時期から、子どもたちが一人一人、もはや生まれたときから権利の主体であり、遊ぶ権利、冒険する権利も含めて、子どもたちの声を保障することがいかに発達にとって良いか、子ども権利が保障されているという状態が子どもたちのウェルビーイングや発達にとって良いということももはや言われていることですので、そういったようなデータも含めながら、そういったようなことが大事だよ。そして、具体的な方法としてはこういうことがあるよ。例えば、乳幼児期の両親学級とかでしたら、乳幼児検診のときでしたら、おむつを替えるときに、子どもには自分の体に対する権利があるから、そこに対して何も言わずに替えるんじゃないで、今からお腹に触るよ、シール剥がすよ、替えるよってというような、体に対する権利を尊重した声かけができますよ、みたいな多分そういうところからなんだと思うんですよね。そういう方法であれば、自治体も割と乳児健診のプログラムみたいな形で導入しやすいのかもしれないですし、そういったところ、あるいは学校教育というところのピリオド、ピリオドで行ったその視点を入れていくということがとても大事だと思います。

もう一つ、ただ一方で、すぐにそれが変わらないときに、じゃあ子どもたちが意見を言っているよって言ったとき、今、石垣さんがおっしゃったように、でもこれ言ったらなあみみたいなときってあるじゃないですか。そのとき私たちが心がけているのは、グラウンドルールをいかに設定するかということなんです。ある場所で子どもたちにどうっていうときに、ここの場所はどんな意見も大切にされます。正解や不正解はありません。周りの大人がどう思うかではなくて、あなたが大切にすることを言っても大丈夫なんだよっていうことを共有していただけると、子どもたちは、そうか、この場はこういう場所なんだなっていうこと

を分かって、中には発言してくれたりする子もいますので、そういう場所を設けるときのグラウンドルールを大人がしっかりと示すということは具体的にできることの一つだと思います。

もう一ついいですか。さっき私が稲垣さんの質問のところで忘れていました資料の名前を思い出しまして、教えてドクターというサイトがあって、これが長野の大学病院と連携しているんですかね。そこで無料でいろんな子どもの病気とか、おうちでのケアみたいなことをとても分かりやすい資料で発信しているので、こういったものを御活用いただけてもいいかもしれません。ここに合わせて、教えてドクターの坂本先生がけがをしたときにどうするかを子どもと一緒に考えるっていう本を出しているんですけれども、多分けがをしたらどうするんだっていう声が出たときに、けがはしますよね。それは私たちもどんなに交通法を整理しても交通事故あるじゃないですか。ゼロにはできない。そのときに、じゃあ事故に遭ったらどうしますかっていうことを知っている方が大事ですね。応急処置の仕方みたいなこと。なので、それを野放しにするわけではなくて、むしろけがをする可能性をしっかりと残した上で、子どもたちと一緒に子どもたちに分かる方法で、けがのときの対処について一緒に学ぶということもここではします、みたいなのをそういう既存の資料とかを用いてするという方法もあるのかもしれないなというふうに思ったので、併せて御紹介いたしました。

石垣委員

ありがとうございます。

学校の教育現場の中から、また親御さんらも巻き込んだ子どもの権利教育というところの形なんかも非常に親御さんも理解していただけるような形になっていくのかなと思いました。また、子どもたちが言いやすい環境づくり、グラウンドルールを子どもたち全員で共有をしっかりとするっていうところからのスタートということも正にそのとおりでなというふうにも思いましたので、またそういう機会をしっかりと作っていきたいなと思います。私も3歳の子どもの子育て中ですので、おむつ替えのときにもしっかりと子どもと対話しながらおむつ替えしたいと思いますので、勉強になりました。ありがとうございます。

稲森委員

先生よろしくお願ひいたします。

私も 1983 年生まれでして、先生と同じ期間を生きてきたんですけど、随分ぼんやりと生きてきたんだなって自分自身、先生のお話とか経歴を見て思いました。そういう先生の経歴も踏まえて、ちょっと聞かせていただきたいんですけども、先生が関わって、いろんな困難を抱えている子どもさんとか家庭に向き合っていてこられたと思うんですけども、そういう子どもたちがそこへ至る大元みたいなのところですね。例えば、家庭に教育や子育てというものがゆだね過ぎられていて、家庭の状況によって子どもが将来どうなっていくかというのが大きく変わってってしまう現状ですとか、例えば学校へ行っても、不登校になっても学校へ戻そうっていう不登校支援がいまだにあったりとか、調査書、内申書で子どもが管理されていたり、プレッシャーになっていたりと、そんな場面だったり、例えば、子どもの権利が大事っていうから言っても、政策を決める意思決定の場に、子どもの権利よりももっと義務を果たさせることが大事なんだというふうな方がウエイトとして多く占めていたりとか、そういうこの国の、国家とか国とか政府とか政治がいわば子どもにネグレクトみたいなことを現状していて、一方でこっちの片手でちょっと助けてあげようみたいなことが行われているにすぎないんじゃないかなって僕は今の政府に対しても思っているんですけども、その辺先生の立場でどう思いますか。国の政策のここは駄目だよとか、子ども家庭庁のここが駄目だよとか、そういうところがあったら教えていただきたいなと思うんですけど。

山口氏

稲森さん、ありがとうございます。

私は、今日は国の政策を批判する立場でここにはおりませんので、そういったことは上手く申し上げられないんですけども、おっしゃるように、子どもたちと接していて、何が根本的にどうなのかなと思ったときに、実は一つの要因ではないんだろうなっていうことがやっぱり圧倒的に多いんですね。なんか当たり前のようなことですけども、子どもたちが例えば、目の前に行ってオーバードーズで自分を何とか癒やしているような子どもがいたときに、その子のヒストリーをずっとたどっていくと、例えば小さいときに御両親が離婚されて、そのときに自分に説明をしてもらえなくて、そのときに何も聞くことができなかった。

その後、幼稚園に行き、いじめられたんだけれども、先生に言ったら気にしなくていいよって言われた。さらに小学校に行き、勉強が難しく分らなかったんだけど、先生が忙しそうだった。保健室に行ったら、保健室にいないで熱がないんだから帰れなさいって言われた。そして、お家に帰って自分で何とかしようと思っていたら朝起きられなくて寝ていたら、さぼっていないで学校に行けって言われた。学校に行ったら帰された。そして、みたいなことが繰り返されているわけですよ。つまり、今おっしゃったように、どこが悪いということではなくて、子どもたちは、逆に言うと、学校が駄目でもおうちで何かしら保護的な声をかけてもらったりとか、お家がしんどくても地域にめっちゃいいお兄ちゃんがいる、そこに通えたみたいな子どもたちは何かしら希望を失わずにやっているといるということもあると思うので、私が最初に皆さんに御提示した子どものウェルビーイングをつくるものは何なのかってところが正にそこなんです。子どもたちのウェルビーイングは、ある子どもたちを取り巻く一層の層だけのことでできているわけではなくて、その層同士の関わりでできているわけなんです。なので、私たちがいる層にいて、別の層のことを批判するのは簡単ですけども、そうではなくて、全てのレイヤーにおいて子どもの権利が保障されて、そこでポジティブな体験が行われていくということが重要なので、どこがどうっていうところを見つけるよりは、それぞれの層で子どもたちのポジティブな要因を増やして、ネガティブなことを減らしていく、そしてそれぞれの層でのエビデンスがある政策をやっていくということに尽きるんだと思うんですね。なので、こども家庭庁の政策に関しても確かに、内容が大きいというか、やることもたくさんあるので、何となく遅々とした歩みのように見えるかもしれないですけども、今、こども大綱などを正に整理している段階にあるかと思うんですが、そういった子どもを取り巻く全ての層で子どもをまず権利の主体として、子どもの声を聴きながらってところの入口に立ったということとはとても意味があることだと思います。なので、自治体はその理念を絵に描いた餅にしないために、子どもたちの意見を正にその地域の状況を子どもたちに聴きながら、各レイヤーのところを実行して、多分大事なことは自治体や国にちゃんとフィードバックをしていくということだと思います。こういうふうにならなくて上から降りてきたけど、これはやりにくいですとか、こういうふうにはやっているとでもここに金がないですとか、そういったことが自治体からちゃんと上がってきてコミュニケーションができるようになると、その根本的な原因に

対して、国は割りと良いことを言っているんだと思うんですけど、それが実現可能なものにみんなで作りに上げていくって言うことができいくんじゃないかなと思っています。多分まっすぐに稲森先生の御質問に答えられてはいないと思うんですけども、私が今思っていることはこういったようなことになります。お答えになっているでしょうか。

稲森委員

ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。また昼からもいろいろ聞いてみたいなど。

1点、これ先生からいただいた資料ですよね。資料に書いてあることで申し訳ないんですけど、先生の御経歴を拝見していて、個人的なこと聞いて申し訳ないんですけど、なんでインド病院でボランティアをしたりとか、どんな10代を歩まれてきたのかなって、これからの若者、子どもの関わり方にとってもすごい重要なことだと思うので、すごい豊かな体験をいろいろされていて、周りにどういう環境があったのかなってちょっと興味があったので、差し障りない範囲で教えていただけますか。

山口氏

ありがとうございます。

話せば長い話になるので、いつか飲み会があったらぜひにと思うんですけども。私個人の体験としましても、やはり自分のことを真剣に考えてくれる大人にいろんなレイヤーで出会ったというところは大きかったと思っています。私は学校にも途中で行くのをやめましたし、いわゆる非行っていうか、家出もしましたし、いろんな夜の世界で悪いこともしましたけれども、でもそういうときに、自分のことを諦めないでいてくれる大人に出会えたりとか、あとはある程度ちょっとグレーな方法でも何となくお金を稼げて、お金が自分の手元にあって経済的にもものすごく困窮しない状況を作れたみたいなことはやっぱり大きかったかなと思うんですね。ですので、子どもたちの保護因子として2軸あるって言われていて、関係性の保護因子と物理的な保護因子というのがあると言われていんですよ。関係性の面で私個人のところで言えば、諦めない大人とか、ちょっと上の人たちに、何となく自分の人生、節目節目で出会えてこれたなっていうところがあって、それはすごくよかったと思っていますし、また経済的なところ

でも、私が10代からいわゆる夜職というので働いていたので、食うのに困ることがなかったみたいなところを、何とか生きてこれたっていうところはとても大きいところだったなっていうふうに思っています。ただ、私になんでこういうことを今しているかっていうと、それがたまたまだったなと思っていて、周りには学校に同じように行かない仲間だったりとか、自分が10代働いていたときに、いわゆる児童養護施設で昼間ボランティアをして、夜ホステスとして働くみたいな生活をしていた時期があったんですけど、そこの仲間でも消えちゃった友達みたいなのって結構いて、なんかこのたまたま感って何かなっていうふうにずっと思っていて、正にそのたまたまのところの格差を変えていくっていうところが政策ができるころだと思いうんですね。なので、それをしっかりと可視化して行って、そしてそこにちゃんと手が届く支援をしていくということをぜひ皆様御自身にもそういう人達もいるなっていう感じで、すいません、私のまさか経歴のところに質問が来るとは思わなかったのであれなんですけれども、というようなところであります。

稲森委員

ありがとうございます。

中森座長

残された時間に限りありますので、御質問される方はもう1人でよろしいですか。申し訳ないですけど。

山口氏

石垣さんのに加えて、自治体の取組として権利教育を学校でどうやっていくか、保護者を巻き込んでいくか、PTAみたいなのは、川崎市が割と先駆的にやっていたらいいと思いますので、もし視察などに行かれるようでしたら参考までに。

中森座長

ありがとうございました。

後5分少々で予定がありますので、最後の質問にさせていただきます。

小島委員

山口さん、今日どうもありがとうございました。小島と申します。

先程稲森さんが聞いたことは、きっと委員みんなが聞きたいなと思っていたことだと思いますけれども、たまたまとおっしゃいました。今の例えばこども基本法だとか、子どもの権利条約はそれをたまたまにしない。例えば、家庭とかその子ども自身の責任にしないっていう社会モデルがまさしく子どもの世界で始まったんだなと私は思っていて、障がいのところは少し前にそういう転換がありましたけれども、そういう気持ちで関わりたいなっていうふうに思っているところです。これからもよろしくお願いします。

そこで質問なんですが、やっぱりうつ傾向とか不安がコロナ禍で子どもたちにかかなりあるとは思っていたものの、現実にお示しいただいたと思うんですが、コロナがずっと続いてはいますけれども、社会が元へ戻ろうとする中で、その因子が薄まってくる中で、今後子どものうつ、不安傾向ってどんなふうになっていくんだろうと思うんですね。そのことを回復するのに、具体的にどういうことを私たちはすればいいのかなということを思っているんで、専門的な立場から御示唆があればお願いをしたいなと思います。

山口氏

小島先生、ありがとうございます。

正に子どもたちのメンタルヘルスが今どうで、今後どうなっていくのか、とても大切な視点だと思います。大切なこととして、まず子どもたちのメンタルヘルスの不調というのは決して珍しいことではないし、これまでもなかったんですね。実は、疫学調査を少し申し上げますと、WHOの調査とかでは、生涯のうちに何らかのメンタルヘルスの不調を抱える人というのは5人に1人と言われてるんです。ですので、皆さんの中にも何人かきっとそういう経験があったり、周りの方にそういう人がいたりっていうことはあると思うんですね。しかも、そのうちの半数は20代の半ばまでに発症しますし、そして、より10代の半ばまでに発症する人たちというのは非常に多いということが分かっているんですね。ですので、10代の半ばまでにメンタルヘルスの何らかの不調を抱えるということは全然稀なことではない。ただ、それが今回特に日本では、これまで心の不調というのは心の弱さだったりとか、あるいはあんまり良くないことというふうに認識されていて、顕在化してこなかったことがこのコロナという明らかなス

ストレス要因によってある意味分かってきたっていう面も結構あるんじゃないかなと思っています。それは全世界的にもそうでして、確かにコロナは、コロナが原因でというよりもコロナによって、うつとかそういったストレス要因になる家庭内でのストレスだったりとか、学校で友達関係をうまくそのサポートを得られないということは保護意識の低下みたいなのが相まって、そこが顕在化しやすいというのはそうなんですけれども、コロナではなくとも子ども時代というのはやはりメンタルヘルスの揺らぎがあって当然な時期だということなんです。そこをまず大人というか、社会が共有をする。つまり心の不調は誰にでも起こりうることであり、そもそも病気か、病気じゃないかっていう医学モデルの二分論ではなくて、私たちは誰でもこの心の状態、スペクトラムというんですけれども、とっても良くてめっちゃハッピーな状態から、もう駄目だ、立ち上がれないっていう状態をこう揺らぎながら生きていくものだ。そして、そのときに揺れていてもいいので、ずっとつらいところに留まるんじゃなくて、そこでちょっと自分で回復できたり、ちょっと相談できたりっていう上手に揺れることができるということの方がとても大切なんだよっていう方に私たちのこのメンタルヘルスのモデルを変えていかなくてはいけないと思うんですね。コロナはそれをすごく教えてくれましたし、コロナっていうみんなが何か辛いつていうことが世界的で起こる中で、みんな心の状態って悪くなるよねっていうことが何となく文化として分かってきたとても良いチャンスだったというふうに思っています。

ですので、今後できることとしては2つあると思います。一つ目は、そういった心の不調みたいなものはスペクトラムであって、誰にでも起こり得るということを正に早期のときから入れていくということ。私も娘は3歳ですけれども、心の色みたいなものを子どもと一緒に学んだりして、誰でも嫌な気持ちとか、ブルーの気持ちになることはあって、でもいろんな深呼吸とか、音を出したりとかで、ちょっとハッピーになれたり、そのブルーの色が薄まったりすることってあるよねって、本当小さいときから、心の不調の揺らぎと、それに対する私たちのレジリエンスについて学んでいく機会を政策としても保障していくということが一つです。

もう一つは、このコロナ禍の反省として、私たちがこのシンクタンクで継続的にデータを取っていくという正に一番最初に稲垣先生から御質問があったところでもありますけれども、継続的にデータを取っていこうと思ったのは、日本でそ

ういうデータがちゃんとコンスタントにずっと同じように取られていたということがやっぱり少なかったと思うので、今回のことを契機に、国のような機関であったり、自治体がそれに多分ひも付けられる形になると思うんですけども、データを継続して科学的に正しい方法で取っていく。そして、それを検証していくということが必要なのかなと思っているというその2点です。

小島委員

ありがとうございました。

昨日16歳の女の子が、ちゃんとした大人がたくさん世の中にいたらよかったねって言っていました。彼女すごいやっぱり複雑ないろんな環境があって、今すごく不安定なんですけど、ちゃんとした大人って何だろうと思いつながら、すごく難しいなと思いますけど、アウトリーチの必要が抑うつが重い場合はいるという話もいただきましたけれども、大人の育成をどうするかというのも、一方で大変大きな課題だなと思わせていただきました。ありがとうございました。

山口氏

ありがとうございます。

今の小島先生のポイントとても大切で、大人たちの育成といったときに、大人たちへのケアの視点というところが欠かせないなと思っています。

コロナ禍で傷ついていたのは子どもたちだけではなくて、大人もみんな大変でしたよね。子どもたちのサポートしながら、自分の家族のことも見なきゃいけないし、いろんなことが起こってきた。今後、その子どもの権利を真ん中にと、声をっていうときに、大人たちがじゃあ私たちはどうなんだろう。私たちにばかりいろんなことを学べとか、大人を育てるって言われると、なんだか今度は大人の方が自分たちがないがしろにされた感じがしたり、不安になったり、心の調子が悪くなったりっていうことがあると思うんですね。なので、そういったときにアウトリーチをするにしても、アウトリーチでもしその人が子どもの心の不調に気づいたとき、その人が支えられる環境というところを同時にこうバックアップがいっぱいあるみたいな形で、デザインをしていくということがとても大事だと思います。例えば、アメリカで訪問シーティングとって、家庭訪問をしていますね。アウトリーチで乳幼児期の子どもたちの不調を見つけていくときに、その家族に対するサポートをして、家族をサポートしているその保健師さ

んたちのサポートをするさらにスーパーバイズ機能みたいなものがあったりして、なので、大人たちを支える構造、大人たちも悩んでいいんだよ、大人たちもそういうので傷ついていいんだよ。あとは怒ったりとか、なんで私たちばかりみたいにしていいんだよみたいなことが安心して言える環境ということを政策でデザインしていかれるといいかなと思いました。すいません、お時間が押している中、以上です。

中森座長

ありがとうございます。

時間が経過いたしましたので、ほかにもたくさん御意見、御質疑があらうかと思いますが、お許しをいただければと思います。

この際、山口様に本政策討論会議を代表して、一言御礼申し上げたいと思います。貴重な御意見を頂戴いたしまして、我が政策討論会議としましてもしっかりと参考にさせていただきたいなと思います。子どもたちのために、子どものウェルビーイングのためにということですが、我々自身がしっかりと整えないと、子どもたちに伝わらないのかなとも感じたところでございます。いただいた御意見を今後の施策に反映させていただきましますので、よろしくお願いいたしたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

以上で、山口様からの聴取調査を終わります。山口さんどうもありがとうございました。

ここで一旦休憩としまして、再開は 13 時からといたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。これで暫時休憩いたします。

(休憩)

中森座長

休憩前に引き続き、政策討論会議を再開いたします。

本日 13 時から、こども家庭庁 家庭福祉課 企画調整官兼課長補佐、胡内敦司様に有識者として出席を求めています。

胡内様からの聴取は、質疑を含めて 2 時間程度といたしたいと存じますので、御了承願います。

また、胡内様から聴取が終了し、胡内様に御退出いただいた後に、委員間討議

を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

それでは調査に入ります。

この際、胡内様に一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本日はお忙しい中、本政策討論会議のために御出席賜り、誠にありがとうございます。本政策討論会議を代表して、心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をいただきますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。胡内様はこの三重県にも御縁があるとお聞きし、身近な御縁がありますので、併せて御紹介させていただきたいと思っております。

それでは有識者からの意見聴取を行います。

胡内様、よろしく願いいたします。

胡内氏

皆さんこんにちは。今、御紹介いただきました、こども家庭庁の胡内といいます。よろしく申し上げます。

本日は、子どもを取り巻く現状、課題とどのような対策を皆さんと共に打っていけばいいのかについて共有できる時間をいただき、とてもありがたく思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、御説明させていただきます。

まず、国の動きです。こども家庭庁が令和5年4月1日に発足しました。大きくは、厚生労働省子ども家庭局と、内閣府の子どもの貧困、若者支援を担当している部署、児童手当や子ども・子育て支援事業を担当している子ども・子育て本部というところが一緒になり、船出をしたという形になっています。

一番上にも書いてありますが、こども家庭庁の中の組織は、横長になっている長官官房と、左下の成育局と右下の支援局の3つに分かれています。長官官房が内部管理業務や庁全体の政策の取りまとめ・企画立案部門となっています。人事、会計、総務、総合政策などを担当している部署が長官官房になります。左下の成育局は、妊娠・出産の支援、母子保健、就学前の全てのこどもの育ちの保障、全てのこどもの居場所づくりなど、全てのこどもが健やかに育っていく支援を担当しています。右下の支援局は、「支援」という言葉がついており、特に支援が必要なこどもや家庭を支援する業務を担当しています児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実、こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援、障害児支

援、いじめ防止などです。庁内は、このように3つの部局に分かれて、仕事を進めています。

次のスライド見ていただきまして、支援局をもう少し詳しく書き出しています。支援局には、総務課、虐待防止対策課、家庭福祉課、障害児支援課の4つの課があります。総務課は、支援局内の総括、文科省と連携して施策を進めているいじめ・不登校対策、こどもの自殺対策などを所掌しています。虐待防止対策課は、これまで厚生労働省にも児童虐待の担当部署がありましたが、そのときは室でした。これが大きく課となって虐待防止対策課となっています。そして、その下に企画官と書いてありますが、こども若者支援を担当しており、ヤングケアラー支援や子ども・若者相談センターなどを所掌しています。家庭福祉課は、社会的養護、里親支援、児童養護施設や乳児院の支援、施設等から自立していくこどもたちの支援などを所掌しています。下に矢印が出ているひとり親家庭等支援担当、ここの部署がひとり親支援や低所得の子育て世帯への支援、こどもの貧困対策を所掌しています。

一番下の障害児支援課は、これまで厚生労働省の障害保健福祉部において障害児支援を担当していましたが、こども家庭庁になって、こども施策を横串で取り組んでいくということから支援局に移管されてきました。

こども家庭庁では、様々な経験や専門性を持つ方々と一緒に仕事をしており、例えば、都道府県や市町村から出向でこども家庭庁に来ていただいている職員が100名程度、社会福祉法人などから任期付きの国家公務員として来ていただいている職員もいます。この他、他省庁から人事交流で来ていただいている職員も含め、様々な方々と協力して仕事を進めています。

令和5年4月1日にこども家庭庁がスタートしましたが、同じ日にこども基本法が施行されています。目的のところですが、全てのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、どんな状況に生まれ育っても、こどもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくとなっています。基本理念のところですが、こどもの年齢及び発達に応じて、こどもの意見を表明する機会が確保されること、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること、こどもを大事にしながらも、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育支援・こどもの養育環境を確保していくなどとなっています。

そして、こども基本法の中では、「こども大綱」の策定が位置付けられており、こどもに関する大綱・白書は、これまで少子化社会対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策と3つあり、それぞれ作成されていたのですが、それを一体的に「こども大綱」という形で、今、策定に向けて取り組んでいるところです。そして、その下、基本的施策と書いてありますが、こども家庭庁の取組として、とても大事にしていることが、施策を決定していく際に、こどもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映させていくということです。こどもに関することを、こども本人の意見を聴いて決定していくということです。

地方自治体関係部分を抜粋してあります。地方自治体においても、こども基本法の中で責務や義務の定めがあります。第10条のところでは、都道府県は、国が策定するこども大綱を勘案し、都道府県こども計画を策定すること、また、市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定することになっています。

第11条のところでは、こども等の意見の反映は、国の施策だけではなくて、それぞれの地方公共団体でも、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるとなっています。2つ目のところに、その具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個別の施策の目的等に応じて様々であり、こどもの年齢や発達の段階に応じて、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断していくとなっています。そして、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、しっかりとこどもにフィードバックし、どうして反映できなかったのかについても説明していくことが大切になります。こどもの意見や子育て当事者等の意見を聴取するといっても、いきなり意見を聴かせてくださいというのは難しいと思いますので、意見形成のところからしっかりと伴走していくことがとても大事になると思います。例えば、こども食堂について、こどもや保護者の方に意見を聴かせてもらいたいですが、というような取組をするときには、まずは、こども食堂がどのようなもので、どんなところで、どういう人がいるのか、といったことを、こどもや保護者に説明をして、その後の質疑応答を含むやりとりの中で、自分（こどもや保護者）がどのように考えるかという意見を形成していくサポートなどを丁寧にやっていく必要があると思います。今後、国での取組、三重県や県内の市町村の取組など、こんなふうにと上手くいきましたよ、という実践例を紹介しつつ、取組の横展開ができればと思って

います。

国で策定するこども大綱ですが、春から議論を開始し、9月には、こども家庭審議会総会において、中間整理をまとめようということで、今議論を進めているところです。そして、その後、10月には、こども大綱の中間整理について、こども・若者や当事者の方々の意見を聴取する予定になっています。直接意見を聴くというものもあれば、インターネットやヒアリングを通じて聴くということもあり、様々な手法で意見を聴くという取組をできないかというふうに思っています。そして、その後も、12月のこども大綱の閣議決定に向けて、議論を進めていくことになっています。

続いて、子ども達を取り巻く現状と課題についてです。

今年7月に国民生活基礎調査の結果が公表されました。そこに、こどもの相対的貧困率のデータがあります。それをグラフにしたものになります。新基準と書いてある右側を見ていただきますと、赤字のところですが、赤字の三角で点線のグラフになっているのが、日本全体のこどもの相対的貧困率を表しています。前回調査では、14ポイントだったのが、今回調査では、11.5ポイントに下がっています。これは相対的に貧困の状態にあるこどもの割合が下がったということになりますので、データとしては改善の方向に向かっているということになります。一方で、直接こどもの支援をしたり、あるいは、ひとり親家庭のサポートをしたりしている団体などから、コロナに続き、現在の物価高の影響で生活がかなり厳しいといったご意見もたくさんいただいているところですので、このデータだけではなく、関係団体や現場の皆さんとの意見交換などを通じてしっかりといろいろな情報を集めて、課題の把握と施策の推進を考えていく必要があると思っています。

グラフの黄色部分の丸のところは、日本のひとり親世帯の相対的貧困率を表しているものです。こちら、48.3ポイントから44.5ポイントに下がっていますので、良い方向には向かっているということなんですが、2組に1組のひとり親世帯が相対的貧困の状態にあるということは変わっていないということです。この相対的貧困率の国際比較において、右から2つ目の「大人が一人」という部分を見ていただきますと、ここがひとり親世帯の相対的貧困率の比較を表しているところで、44.5ポイントになった日本は32位ということになっています。前回まではもっと低いところに位置していたのが少しだけ改善されたということになっています。

続きまして、全国ひとり親世帯等調査の概要ですが、一番上を見ていただきますと世帯数があります。母子世帯 119.5 万、父子世帯 14.9 万、合わせて約 135 万世帯が、ひとり親家庭ということ。そして、多くのお子さんは、両親の離婚した後、お母さんと一緒に暮らしているということが分かるかと思います。母子世帯のところの 3 つ目のところ。就業状況のところを御覧いただきますと、86.3%のお母さんが働いています。ひとり親世帯になって、今の日々のお母さんとこどもとの暮らしを支えるため、そして、こどもの将来を考えて少しでも貯蓄するため、お母さんたちの多くは就業しています。主たる生計者である役割と子育てと家事を担うという役割をお母さん一人で担わないといけないという状況にありますので、経済的に困窮しているかどうかに関わらず、ひとり親家庭の保護者のストレス・負担感は高くなります。就業しているお母さん 86.3%のうち 48.8%が正規の職員、従業員ということですので、半分以上は、非正規雇用等として就業しています。

次のスライドですが、下のオレンジの部分が正規の職員・従業員として働いているお母さんの割合と平均年間就労収入で、ピンクの部分がパート・アルバイト等です。パート・アルバイト等の平均年間就労収入は、正規の職員・従業員と比較して大きな差がありますが、この他、育休制度や、お子さんが熱を出したときなどの看護休暇制度が整っているかどうかというのがあります。パート・アルバイト等であれば、時給になりますので、1時間よりも10時間働いた方が収入が多くなる、2つ3つ仕事をかけ持ちしているお母さんもいます。長時間働いたり、2つも3つも仕事をするということは、その分、家にいる時間が短くなるので、こどもと関わる時間がどうしても短くなってきます。今よりも少しでも時給が高くなるような業務・仕事に繋がる施策や、正規雇用に結びつくような施策を通して応援していくということは、ひとり親家庭が自立して生活していくために、とても大事な支援になります。一方で、毎日の仕事の残業もそうですが、お母さんが安心して働いたり、安心して職業訓練を受けたり、学んだりするためには、その間にこどもを預かってもらえる場所や環境が必要となります。こどもを預かってもらえる場所が無ければ、仕事を切り上げて帰って来たり、職業訓練や学びの時間なども制約を受けたりすることになります。ひとり親家庭への就業支援と生活・子育て支援は、どちらかではなく両方とも大事になります。

父子家庭については、母子家庭と比較して、収入は高くなっており、正規の職員・従業員の割合も高くなっています。しかし、父子家庭の中でも、パート・ア

アルバイト等で収入が安定していない方々もいますので、母子家庭と同様に支援が必要となります。

次に、子供の生活状況調査ですが、こちらの調査は、内閣府時代に子供の貧困対策の担当部署が実施した調査になります。今回の調査分析で明らかになった傾向のところに記載されていますが、収入水準が低い世帯やひとり親世帯では、全体の状況に比べて、子供の学習・生活・心理面などの影響が生じていること、コロナの影響を受けて生活状況がさらに厳しくなっている可能性があることなどが示されました。さらに、その下を見ていただきますと、保護者に対する調査では、現在の暮らしの状況が苦しいと回答した割合、食料・衣服が買えなかった経験や公共料金の未払いが生じている割合について、収入水準が低い世帯やひとり親世帯で高くなっています。子供の進学に関する希望についても、大学またはそれ以上と回答する保護者の割合が低く、頼れる人がいないと回答する割合が高くなっている。心理的な状況として、鬱などが疑われる者の割合が高いという結果ですので、孤立している人や、地域との関わりが少ないという方もいるのではないかと思います。子供に対する調査では、収入水準が低い世帯やひとり親世帯で、学校の授業以外で勉強はしないと回答した割合が高く、クラスの中で成績が下の方と回答した割合、学校の授業がわからないと回答した割合が高くなっています。また、進学したいと思う教育段階について、大学またはそれ以上と回答した割合が低く、朝食や夏休み・冬休みの期間の昼食について、毎日食べると回答した割合が低くなっています。だからこそ、こども達への食事、学び、遊びなどの提供を通して、様々な体験や地域の方々との交流の機会が確保できる、地域でのこども食堂、学習支援、遊び場などの居場所というものが、とても大事になっているということです。

では、このような現状と課題がある中で、どのような政策を実施していけばいいのかということですが、もちろん47都道府県それぞれ、あるいは、県内の市町村でもそれぞれ社会資源、文化・歴史、人口規模も異なるので、それぞれの自治体の実情に応じてということになるかと思いますが、政策の大事なところを皆さんと共有できればと思っています。今回は、こども家庭庁で実施しているこどもの貧困対策事業というご依頼ですが、他省庁の取組も含めて全体的にご紹介させていただければと思います。

こちらは、令和5年度、今年度のこどもの貧困対策事業としての主なものです。こども家庭庁以外の事業も含まれています。例えば、1つ目の分類として、教育

の支援があります。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置の充実とありますが、こちらは、文部科学省が推進している事業です。地域でのこども食堂や学習支援などのいわゆる第3の居場所と言われているものがだんだん増えてきて、そこは、こどもたちの安心できる場所として大きな役割を担ってくれています。一方で、こどもたちの生活の中では、学校、保育園、幼稚園などといった毎日通う場所と家庭は、やはり大事な居場所です。このため、日常的に通う学校の中で、こどもたちの話を聴いてサポートする、あるいは、必要な支援に繋げていくというプラットフォームとしての学校に専門職の配置を充実していくことは重要な取組です。2つ目も3つ目も文部科学省の事業です。3つ目は、高等教育の修学支援新制度についてです。4つ目がひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援についてです。認定試験合格のための講座を受講する際の費用の一部を支給する事業であり、ひとり親家庭の保護者もこどもも対象となっています。2つ目の分類として、生活の支援があります。こどもの生活・学習支援事業、相談窓口のワンストップ化の促進については、後で出てきます。3つ目のセーフティネット登録住宅の改修事業に対する支援は、国土交通省の事業です。既存住宅等を改修して、子育て世帯等の住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費を応援するものです。住まいの支援となります。3つ目の分類として、就労の支援があります。このページは、全てひとり親家庭への支援となっています。次の経済的支援も、ひとり親家庭への支援となっています。最後のその他では、企業や個人からの寄付を財源として、こども食堂などの全国のこどもに寄り添った活動を実施する民間団体への応援を実施する事業、あるいは、沖縄の深刻なこどもの貧困に対する緊急対策事業があります。このように、こどもの貧困対策事業には、ひとり親家庭への支援がたくさん盛り込まれております。先程皆さんと共有したデータにもありましたが、ひとり親家庭の現状や課題を考えますと、ひとり親家庭をしっかりとサポートしていくことが、こどもの貧困の解消に繋がっていくこととなります。ひとり親家庭への支援は、この4本柱で施策を推進しています。子育て・生活支援、就業支援、養育費確保、経済的支援という4本柱です。この中で様々な施策、近年拡充したものもありますので、残りの時間でそれらを共有させていただきたいと思います。これらの施策が、三重県や県内市町村で実施させていただきたい支援メニューになります。

まずは、相談体制です。ひとり親家庭への総合的な支援を実施するための相談窓口の強化です。ひとり親の方の相談をできるだけワンストップで受け止めて、

今どういう状況に置かれていて、どのような課題があるのかについて、しっかりと情報を聞き取り、そして、どんな支援が必要になるのかについて、お母さんのニーズを踏まえて、一緒に考えていく相談体制を構築していくことが、とても大事だと思っています。就業支援専門員を配置して、母子・父子自立支援員と連携しながら、就業や生活の相談支援を行うとともに、法律相談やお母さんのメンタルの相談についても、弁護士や臨床心理士等の専門職を配置して支援できる事業となります。

そして、今年度からは、新たに継続的な見守りや同行支援ができる体制づくりに必要な経費についても補助を行っています。様々な支援に繋いでいくためには、支援の入口となる相談体制を強化することが、大事なポイントだと思っています。その場だけでの対応ではなくて、伴走して、継続的に支援していくことが、必要だと思います。

令和6年4月に施行される改正児童福祉法では、市町村に、こども家庭センターという母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う機能を有する機関の設置をお願いしています。こども家庭センターとひとり親家庭の相談部署が、一緒に動くこと、あるいは、連携して動くことによって、こども・子育て支援とひとり親家庭特有のニーズに対応した支援が効果的に提供できるのではないかと考えています。

そして、これまでのひとり親家庭の相談支援では、あまり手が届いていなかったかもしれない、こどもはどう思っているのかという、こどもの意見や気持ちを聴くということも大事にしていかないといけないと思っています。

次に、ひとり親家庭に対するワンストップ相談体制強化事業です。ひとり親の方は、忙しくて役所の相談窓口に行く時間がなかなか確保できなかったり、様々な支援メニューが用意されているが、必要な支援の利用に繋がっていないといった課題があります。ひとり親家庭が必要な支援を受けられるよう、IT機器等を活用して、チャットボットによる相談への自動応答や各種支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など相談機能を強化する自治体への補助を行う事業です。プッシュ型の支援体制の構築・強化を推進しています。

続いて、生活支援についてです。こどもの生活・学習支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、こどもの基礎学力の定着、あるいは、進学を目指したいこどもの学びを応援するための事業として、自治体に実施していただいているものです。自治体が、社会福祉法人、NPO法人、株式会社（進学塾、学習塾など）な

どに委託をして事業を実施しています。こうした事業を通じて、ひとり親家庭のこどもへの直接的な支援を行っています。自治体の中には、運用として、ひとり親家庭のこどもの生活・学習支援事業と、生活困窮者自立支援法のこどもの学習・生活支援事業を一体的に実施しているところもあります。どの現場にも、必要なこどもに学習支援が届いているのかという課題がありますが、ここは行政の協力も大事になってくると思います。例えば、児童扶養手当の申請時や現況届の際に、個別に声かけをしたり、チラシを配布したりすることもできるかと思えますし、教育委員会・学校現場とも連携して、学校でもチラシを配布してもらうこともできるかと思えます。

そして、今年度から、ひとり親家庭のこどもに加えて、貧困家庭等のこどもも対象となりました。また、今年度から、この事業の中で、こども食堂の運営も支援できるように実施事業を拡充しました。こどもが安心・安全に行ける場所、行きたいなと思える場所を自治体と連携しながら、地域に作っていきたいと思っています。多くの自治体では、中学生を対象として事業展開していますが、こどもの基礎学力の定着や進学支援を考えると、今後、体制を整えることができる自治体では、小学生や高校生も対象にすることを検討してもらえればと思っています。

こちらは、地域子供の未来応援交付金です。この交付金は、昨年度、令和4年度の第二次補正予算で20.5億を計上し、繰り越して、今年度も活用しています。食事の提供も、遊びの提供も、無料の学習支援も含めて、様々なこどもの居場所や活動に対して補助できるものです。今年度、まだ予算に余裕がありますので、三重県や県内市町村でも、是非ご活用していただければと思います。市町村での実施が難しい場合でも、都道府県が直接地域のこども食堂などを支援することも可能です。これから、冬休みや春休みもあります。学校給食が無くなる長期休暇中に、こども食堂の開催回数を増やすなど、こどもの食事支援としてもご検討いただければと思います。

もう一つ、こどもの食事を支援するという観点から、ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業もあります。こども食堂、こども宅食、フードパントリーなど、こどもや家庭への食事支援を実施している地域の活動に対して、民間団体（中間支援法人）を経由して支援をする事業です。

自立支援・就業支援についてです。ひとり親家庭の住まいの応援も実施しています。ひとり親家庭住宅支援資金貸付です。貸付額は、原則12か月、月額上限

4万円で、1年以内に就職をして、就労が1年継続すれば、償還は免除されます。

続いて、母子・父子自立支援プログラム策定事業です。この事業は、自立支援プログラム策定員を配置し、就業による自立を応援するものです。今年度から、対象者を拡充して、児童扶養手当の受給が見込まれる離婚前の方も活用できることになっています。

高等職業訓練促進給付金は、母子家庭の母や父子家庭の父の就職を支援するために必要な資格の取得を促進するため、その資格の養成訓練の受講期間に給付金を支給して、生活の負担を軽減するものです。令和5年度末まで、訓練期間が1年以上から6月以上で取得が見込まれる資格に緩和しています。この給付金を活用して、看護師や保育士の資格を取得して就職に繋がった方々もいます。

こちらは、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業です。ひとり親家庭の学び直しを支援して、就業に繋げていくため、高等学校卒業程度認定試験の講座の受講費用を補助するものです。これまでの通信制に加えて、今年度から、通学も、通学と通信の併用も支給対象となりました。赤字で記載していますが、今年度から、受講開始時の給付金の割合を拡充しています。この事業は、ひとり親家庭の親も子どもも活用できることになっています。

養育費の確保についてです。離婚前後親支援モデル事業を実施して、離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するために、親支援講座の開催やひとり親家庭の支援施策に関する情報提供等を行っています。養育費に関する取り決めや履行確保のために、自治体の実情に応じて、様々な取組が実施できる事業となっております。

経済的支援についてです。こちらは、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度です。修学資金や住宅資金など各種貸付金がありますが、ライフステージの必要なタイミングで貸付が受けられることが大切ですので、相談の段階から計画的に進めていく必要があります。

こちらは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金です。食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を給付することにより、生活の支援を行うものです。給付金の支給につきまして、県内の市町村の職員の皆さんにご協力いただいております。

最近の動きですが、本年6月13日に、「こども未来戦略方針」が閣議決定されました。この中で、ひとり親家庭の自立促進とありますが、先ほどもご紹介しま

した、高等職業訓練促進給付金制度について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格を拡大し、より幅広いニーズに対応できる制度にすること、養育費の確保のための相談支援を強化することなどが盛り込まれています。また、一番下にありますが、今後こども大綱の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程で、施策の拡充を検討することとなっています。

最後に、令和6年度概算要求の概要についてです。来年度の予算要求として、財務省に提出している事業となります。こどもの生活・学習支援事業を拡充して、こども食堂以外のこどもの居場所も支援できるようにすることを考えています。

こちらは、親子交流支援事業の拡充です。利用に当たっての所得要件を撤廃することを考えています。

後半の方は、事業の紹介ばかりになってしまいましたが、これらのひとり親家庭への支援メニューが、三重県や県内のそれぞれの市町村での実施に繋がり、ひとり親家庭に届くよう、今後も一緒に考えていきたいと思えます。本日の政策討論会議が、三重県や県内市町村の応援となれば、とても嬉しいです。ありがとうございました。

中森座長

ありがとうございました。

本当に丁寧に、多岐にわたって詳しく御説明をいただきましたので、感謝申し上げます。

1時間程度経過いたしましたので少し休憩をさせていただいて、再開は14時25分からといたしたいと存じます。

暫時、休憩いたします。

(休憩)

中森座長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、ただいまの御意見を受けまして、質疑を行いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言される際は着席のまま挙手により、私の指名を得てから発言をするようお願いいたします。

それでは、委員の皆様から胡内様に対して、御質疑があればお願いいたします。

石田委員

どうもありがとうございました。

ひとり親家庭の大変さ、そして大変な故に行政の支援策をずっと御説明いただきました。ひとり親家庭が大変ということは、どちらかと言うと、ひとり親家庭にならない方が本当はいいということは言えるんだと思うんですね。先程も支援するときに、別れる前から相談に乗ってという話がありましたが、その段階では、どうぞこんな支援がありますから遠慮なくお別れくださいではなくて、別れないような相談にしたほうがいいんじゃないかなって思ったりとか、その経済的な話だけじゃなくて、胡内さんの話にもありましたように、子どもを中心にしていうところがあって、もう一番やっぱり子どもにとって、お父さんとお母さんがそろって仲良くいるということが何よりも大事なので、別れてしまった後の支援、それはそれで必要なんでしょうけども、別れないことの方が子どもの心の育ちであるとか、それから社会の健全性とか、社会の経済、財政の話とか、そちらの方が私はずっといいと思うので、別れないようなこともどっかで考えていかないといけないんじゃないかなと思っていて、こども基本法の冒頭にありまして、基本理念のところ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、なので、別れちゃうということはどちらかがもう責任を離しちゃうということになってしまうんじゃないかと思っていて、例えばお子さんをお母さんが引き取るパターンが多いんですけども、元旦那さんが養育費をきちっと中々払ってない話もよく聞いて、その支援策も後ろの方にありましたが、もっとどっちかと言ったら、別れても責任をちゃんと果たしてもらおうと思ったら、きっちりと取り立てを中々別れた奥さんがするのは、大変なのはよく分かるので、もう行政のどっかで強制的に取って奥さん渡すとか、それによって別れても一定責任を果たすことにもなるなと思うんです。別れてしまっただけで、それなりの事情、理由があるんでしょうが、病気でも予防医学、病気になったら治療しますけども予防すること大事、介護だって介護状態になったら支援はしますけども介護予防が大事。離婚にとっても、してしまったら支援はするけども、しないことをどうやって助けていくかっていう視点ってあんまり聞いたことないので、この際そういうひとり親家庭の支援と同時に、本来子どもにとって一番安定した大事である御夫婦、お父さん、お母さんがそろって仲良くしていただくという

ことをどうやって進めていくかも、これちょっとここの仕事の話と違うのかも分からないですが、ぜひそういう視点はあるんだろうと私は思っているんですが、一度御意見を伺いたいなと思います。

胡内氏

ありがとうございます。

別れさせない支援は、個人の価値感もありますので難しいところがあると思います。しかし、みんな結婚する際に、最初から3年後に別れようと思って結婚しているわけではないと思いますので、子育て支援として、できるだけ早い段階から、保護者と子どもをしっかりとサポートしていくことは、大事なことだと思っています。離婚の原因は様々だと思いますが、お父さん、お母さんの子育てのストレスが、離婚のリスクに繋がる場合もあると思いますので、子育て支援をしっかりと届けていくことで、そのリスクを低くできるということもあると思います。もし夫婦の関係が上手くいかず、離婚を考えることになったとしても、早い段階で、ひとり親家庭の相談窓口に繋げるとか、離婚後の生活や子どもの養育について離婚前から父母で考える機会を提供するなど、必要なサポートをしていけるとと思います。

石田委員

ありがとうございます。

中森座長

続けてほかの方。

今井委員

私も石田委員とよく似た考えを持っておりまして、ひとり親家庭の世帯数とか見させていただいて、ひとり親家庭になられた方の支援をしっかりとやっていくことも当然大事なんですけど、やっぱりそれぞれの個人の意思の尊重も当然していかないといけないんですけども、やはり結婚感というのも時代とともに変わってきているのかも分かりませんが、子どもの更なる健やかな成長のためには、そういったこともやっぱり我々はしっかりと考えていかないといけないのかなとちょっと個人的には思っております。

それで、養育費のこと等は、どのようにしたらより養育費をちゃんと払ってもらえるかっていうのはいろいろ議論もされているということですので、そういったことはまた僕も注目していきたいと思います。

それで、その家庭ということで、ちょっと聞かせしてもらいたい。こども庁になるのか、こども家庭庁になるのか、こども家庭庁になられたわけでありませども、このいただいた資料の中で、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられることということで、教育基本法の中にそういったことがちゃんと書かれております。一方で、教育基本法の中には家庭教育ということもありまして、その中では保護者に対する学習機会の提供などということが言われて、教育の原点は家庭教育であるという言葉もあるやに聞かさせてもらっております。そして、先程石田委員も引用された、父母その他の保護者が第一義的責任を有するというようなこういった文言もここに書き込まれております。その意味では、この家庭教育、保護者の方々に対する様々な、先程もちよつといろんな省庁なり担当部局がやられていることもあると思うんですけども、家庭教育というのはこども家庭庁の取組の中に入ってくるのか、文部科学省の方がやってもらうことなのかっていうのは、その辺はどうなるんでしょう。所管はどちらになっていくのか、というのをまず教えてもらいたいと思います。

胡内氏

文部科学省と連携していじめ・不登校対策を進めているところですが、多くの業務は、文部科学省の所管のままです。家庭教育はもちろんととても大事です。本日ご説明しましたこどもや家庭の現状や課題を考えると、子育てに不安や悩みを抱えていたり、孤立したりしている保護者を社会全体で支えていくような取組も大事だと思っています。ひとり親家庭の子育てについても、家庭でこどもに読み聞かせをしたり、学校であった出来事をゆっくり聴いてあげたりする時間が持てるようになることが、家庭教育にも繋がると思いますので、そういった家庭でのこどもと保護者が過ごせる時間や環境を作っていく支援も必要だと思います。

今井委員

午前中、国立成育医療研究センターの山口有紗さんという方から研修を受けさせてもらって、その中でやっぱり子ども時代の体験がその後の発達の基礎に

なる。全ての子どもにおいて言えることだと思います。コロナ禍でいろいろな相談事を誰に一番しましたかっていう子どもさんへのアンケートで、小学生、中高生でも一番多いのは家族ということだったんですね。その意味からもやっぱり家庭の存在というか、特に生まれてすぐの頃からの乳幼児期の家庭のつながりというものが様々なその後の生育に大きな影響を与えるし、子どもたちが小学生であれ、中学生、高校生であれ、一番相談先として多いし、相談したいと思うのが、できるのが家族、親族という形になってくることを考えると、文科省が所管ということですけど、家庭教育って親を強制的に何か教育するというのではなくて、お子さんを育てていってもらうに当たって、どういったことが重要なんだってということ等も含めて、やっぱり社会全体がそういう、先程ちょっとそういう余裕がないのも現状事実だとも思っております。そういった意味においては、若い時代からのそういった家族ということについて、また親になられた方は親として、どういったことをやっていくべきなのかっていうのをしっかりとみんな情報共有したり、学び合うことが子どもの健やかな成長につながっていくし、そしてその子が親になってもらうとき、大人になってもらうときに、またその子育てであるとか、そういったものに対する意識も、また今我々が取り組もうとしているようなことが自然とその子どもたちに伝わっていくんじゃないかなと思うので、今あることの短期的にやっていくことと、中長期的に、先程の離婚を減らしていくというような、これ難しいことだと思いますけど、結婚感とか、そういったもの等も含めて、可能なところからこども家庭庁さんの方で全部というんじゃないくて、やっぱり都道府県、市町村、地域、そういったところでそういったことも、昔あったような風景をまたちょっとずつ作り戻していくようなことも重要なのかなと思っておりますので、自分で勝手に好きなこと言いましたけども、本当に家庭っていうのは、子どもにとって本当に大事ですし、そこが地域とのつながりにも、子どもが地域につながっていくことにも、親がつながれば子どももつながっていけるとか、様々なことで本当に子どもを取り巻く環境を良いものにしていけると思いますので、また文部科学省さんの方でやってもらうのであれば、その辺、子どもを取り巻く環境の整備ということで、先程支援策ではいろいろ文科省、国交省の事業も紹介してもらいましたが、多分横の連携とっていただいとるんだと思いますので、そういったこともまた一度御検討もいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。意見として。

中森座長

要望も含めてということによろしいか。
続けて御質問。

龍神委員

種々いろいろな補助施策であったりとか、いろいろなことを聞かせていただいて、それをどう有効活用していくかっていうのがすごく大切だと思うんですが、ワンストップでの相談体制というのが入口ですごく大切ということを非常に痛感、今まで基礎自治体にいたときもすごく感じていたんですけども、中々ITとか、そういうDXとか言われていますが、そういうのを使うとなると、どうしても基礎自治体は結構力をそこに割く事が人的、量的にも質的にも中々難しいと思っていて、この資料のワンストップ相談体制強化事業のところでもクラウドで情報共有したり、入口でチャットボットで支援したりとかいうお話はあるんですけども、中々難しいなっていう気がするんですが、これはすごく小さな自治体とかでも使用が可能なメニューになっているのでしょうか。一つ聞かせてください。

胡内氏

この事業の実施主体は、都道府県、市、福祉事務所設置町村となっております。ご指摘のとおり、具体的にどのように取り組んでいけばいいのかわからないと悩んでいる自治体もあるかと思えます。これまで全国で約20件の実績がありますので、今年度、実施自治体の具体的な取組事例を収集して、それを全国の自治体に横展開できるよう調査研究を進めています。例えば、申請様式をオンライン化したり、チャットボットでひとり親支援メニューを自動応答で案内したり、それぞれの自治体で工夫しながら取り組んでもらっています。実際は、業者に委託して実施するところが多いかと思えますので、補助金や取組事例集の作成などを通じて、財政的支援や技術的支援を実施していこうと思えます。

龍神委員

こういったものは結構というか、今おっしゃられたように、委託してやられることが多いので、技術的には可能なんだろうけれども、中々仕様とかもバラバラになってきますし、導入のとき、どのようにその使用者をここまで誘導するか

っていろいろな問題もありますので、僕のこれは持論なんですけど、こういったDXとかITのところは、結構国とか、我々県もそうですけれども、大きな余力があるところがより主体的に関わってやっていただきたいので、これはもうこども家庭庁さんに非常にお願いをしたいところですし、デジタル庁もできましたけれども、そこの関連でもやっていただきたいと思いますので、是非ともよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

中森座長

ほかに御質問ありますか。

世古委員

今日はどうもありがとうございました。

こども家庭庁のいくつかの支援策とか、特にひとり親世帯について教えていただきましたけど、今日の内容の中で入ってなかったのがひとり親家庭と最近話題になっています、ヤングケアラーという関連の問題は、たまたま今日はなかったのか、そういうことについてもこども家庭庁としても連携しながら取り組まれるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

胡内氏

ありがとうございます。

ヤングケアラーの問題ですが、ひとり親家庭だとやはりヤングケアラーという課題を抱えやすいかと思います。例えば、お母さんが長時間働いているひとり親の多子世帯において、一番年齢の高いお兄ちゃんやお姉ちゃんが、お母さんの代わりに、年齢の低い弟や妹の世話を常時しているといったケースもあるかと思います。ヤングケアラーの状態にあるこどもたちを地域でどのようにして早期に発見し、どのような声かけをして、しっかりと相談支援に繋げていくのかということが必要だと思っています。このため、ヤングケアラーを把握するための実態調査や、教育、福祉、医療など分野を超えた地域の関係機関・関係者での研修の実施、確実に支援に繋げていくための相談体制の構築・強化など、自治体の取組を支援する補助金を設けています。その他、同じ状況に置かれたこどもたちのピアサポートを支援するとともに、令和6年4月に施行される改正児童福祉法では、訪問支援員が家庭を訪問して、必要があれば保護者に代わって家事や育

児の援助を行う子育て世帯訪問支援事業が創設されました。こうした事業を活用して、必要な子どもや家庭に支援を届けていきたいと思っています。

そして、行政が実施する事業のほかに、地域での取組をヤングケアラー支援に繋げていくことも出来ると思います。例えば、地域の子ども食堂に参加したり、お弁当や食材を届けてくれる地域の活動と繋げたりすることも、大事なヤングケアラー支援だと思います。

世古委員

ありがとうございました。

中森座長

ほかにございますか。

稲森委員

お話いただきまして、ありがとうございました。

お話を伺っていて、すごく子ども食堂への期待が大きいように思ったんですけども、国が子ども食堂にそこまで期待していいものなのかどうかですごく思ったんです。今、自治体ではかなり市町村独自で無理して、例えば学校給食を無償化にして、子育て世代の負担を少しでもなくしていこうという努力をしたり、例えば医療費の無償化も所得制限をなくしたりとか、そういうかなり努力をしている中で、今後、異次元の何とかが始まったら、これ倍増されたら、どういうふうな異次元のひとり親家庭支援なり、これから子ども家庭庁さんが次元が違くなって国民が思うようなことをやっていただけるのかどうか。今のお話を聞いていて、子ども食堂がないような世の中と言ったらちょっと語弊がありますけれども、そこに地域のボランティアの人の熱意みたいな、善意みたいなところに依存し続けていることにすごい寂しい気がしました。

それから、やっぱりこの基本理念のところに、基本理念がもうなんかぐちゃっとなっているんです。読んでいたら、個人の権利、一人一人の権利に立脚をしているのか、その一方で、やっぱり家庭が第一義みたいなところが入り込んできて、読んでいて何を理念としているのかというのが中々伝わってこないんですけれども、その辺も併せて今後どういうふうな世の中を目指しているのか、聞かせていただきたいなと思います。

あとそれから、子どもの貧困対策の法律ができてもう10年近く経とうとしていますけど、何か政策をやった結果、成果が上がってきたことと、あるいは改善につながってないようなところ、どういうところがあるのかどうか、その辺の評価も聞かせていただきたい。

胡内氏

ありがとうございます。

こどもまんなか社会をみんなで目指していこうということですが、実際に、未成年であるこどもは、一人で生活していくことはできないので、一緒に生活している保護者も応援していくことが、こどもの健やかな成長に繋がっていくと思いますので、本日お話をさせていただいた、こどもへの支援と、保護者への支援としての子育て支援が重要だと思っています。

こども食堂については、地域の皆さんのこども達への思いがありますので、その思いをととても大事にしていきたいですし、この活動は、こども達にとっても、地域にとっても、良いものだと思います。こどもにとっては、家庭と学校以外の、たくさんの大人と交流できる安心・安全な居場所となっていることもありますし、また、地域にとっては、妊婦さんからおじいちゃん・おばあちゃんまで集う多世代交流の、地域の賑わいの場になっていることもあります。これからの地域づくりの大事な拠点になるのではないかと思います。こうしたこども食堂を継続して運営できるように、財政的な応援をしている自治体もありますし、国も自治体を交付金や補助金で支援しています。

稲森委員

別に子ども食堂が駄目だって、意味ないって言ってるんじゃないくて、それが例えば国から今、年間で20億円ぐらいですか。そのお金で全国やっていったらもう数千万とかなっていくわけじゃないですか。そのボリュームのお金で大丈夫なんですかっていうことを言いたいんですが、それぐらいのボリュームの規模で支援していく、ボリュームが国として今後もっと期待されるところがあるんですけども、例えば市町村が独自にこれを無償化でしたりとかっていうのは、所得制限もなくして対象を決めずに、かなり持ち出してやっているわけじゃないですか。国としてもそういうところをもっと大胆に支えていただける覚悟はあるんですかっていう趣旨で聞いています。

胡内氏

ありがとうございます。

本日お話をさせていただいたことも未来戦略方針の中で、今後こども大綱の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程で、施策の拡充を検討することとなっています。財源が来年度に全部用意できるかということはあるかと思いますが、今まで手が届いていなかったところにもしっかりと届けていこうと思いますし、国で制度設計をしても、それだけで施策が進むわけではありませんので、都道府県や市町村を支援して、一緒に施策を推進していくことが重要なことだと思っています。

稲森委員

ありがとうございます。

中森座長

続けてほかに質問ございますか。

小島委員

胡内さん、今日ありがとうございました。

子ども食堂、学習支援、若者の居場所、フードパントリー、子どもの見守り支援事業、それをやっている団体に関わっています。今やっぱり中高生を中心に見ていると、家庭が平穏であれば本当によかったのになって思う子どもたちがやっぱりたくさんいます。そうではなくて難しい状況にある、今があるということをやったり私たちは忘れてはいけないなともいつも思っています。これから生まれる子たちや今小さい子たちだけが対象ではなくて、今もう既に苦しみの中にある若者たちも取り残されることなく、環境に左右されることなく、きちっと保障されるべきということの中で、学習支援、学習の保障ってすごく大事だと思うんですけども、先程学習支援事業を教えていただいて、確かにおっしゃるとおり、高校入試前の中学生に一生懸命になっている実態はやっぱり私の近くでもあります。小学生、高校生ってそうなんですけど、三重県のいろんな市町でやられているこの学習支援事業を見ると、あるはあるけど、中々拡大していないという実態が見られるんですね。どうやってこのやっぱり学びが大事で、それから自分

の人生をどうやって切り開いていくかっていうことに結びつけなくちゃいけないと思うんですが、ここが広がらないということ、私たちも原因を考えなくちゃいけないと思いますけれども、胡内さんにおかれてはどんなふうにお考えでしょう。これ広がってほしいという願いの下にこの事業があるんだと思うんですが、実は、実態三重県の中では中々厳しい状況があるんですね。人手がない。人的なりソースがない。例えば、高校生を対象にいったときに、塾だとどうかとかいうのありますけど、小学生も中々送り迎えなんてできないとか、迎えにも中々難しいとか、そういう地域に近いところはないとか、そういうこともいろいろあって、実態としてはそういう状況なんですね。その辺りどんなふうにお考えかっていうか。例えば、何か交通費でも出て、そこに送ってくれるっていうんだったら、結びつくんだらうなっていうふうに思うけれども、自力でやっぱり自力で行くことになっているんだと思うので、その辺りもどうかなって思ったりもします。

胡内氏

ありがとうございます。

学習支援については、それぞれの自治体で様々な実施方法があります。子ども達が安全に通いやすいように、自転車を通える距離のところできるだけ細やかに学習支援の場を設けていたり、この補助金ではないかもしれませんが、人口が少ない自治体では、主要駅の駅前に学習支援の場が1か所あり、送迎をしているところもあったかと思えます。

担い手については、社会福祉法人やNPO法人が、それぞれの強みを活かして、この事業を実施していただいているところもあれば、最近では学習塾が名乗りを上げてきてくださっているところもあります。多様な実施主体が、それぞれの強みを活かしながら、学習支援事業に参画できるようにすることが大事だと思っています。

そして、学習支援の場には、困難を抱える家庭の子どもが通ってくることもありますので、支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、行政や関係機関に繋いでいくことも必要となります。

学習支援事業も含めて、ひとり親家庭への支援メニューはたくさんありますので、これらの支援メニューが、現場で展開されていくように、三重県としても県内の市町村を応援してもらいたいと思っています。また、三重県として直接実

施する事業についても、本日の政策討論会議を契機として、さらに検討が進んでいくことをとても期待しています。

杉本副座長

しんどい子どもたちの未来にとっては、教育ってやっぱりすごく大事で、先程の話のように、そこが中々進んでおりません。

その中で一つ感じているのが、学習支援事業の対象となるのが三重県内は小学校4年生から中学までなんです。小1から4年生までがどうなっているかっていうと、学童保育へ行くと、そこでまずは学校の宿題をさせていただけるので、学童保育が放課後の日常の安心できる居場所なんです。

ところが、ひとり親家庭、母子家庭の子どもたちは学童保育の保育料が払えない。1万円ちょっとなんですけれども、3,000円の補助を出しているところもあるんですけれども、3,000円いただいてもやっぱり1万円ぐらいの保育料がいるんですよね。それが払えないので、家に行ったら誰もいない母子家庭の子どもたち、本当に必要な子どもたちが学童保育へ行けてないという現状があるんです。その辺りの現状については課題とか実態については、こども家庭庁の方では把握していらっしゃるでしょうか。

胡内氏

ありがとうございます。

放課後児童クラブの利用料は、所得に応じた減免の実施なども含めて、自治体によって金額設定も様々です。こどもが放課後児童クラブに通っているので安心できるという保護者の応援も、特に、ひとり親家庭や低所得世帯については、とても大事だと思っていますが、様々な課題がある中で、どの施策を優先的に実施していくのかについて検討していかないといけないので、ご指摘については、ご要望としてお受けしておきます。

杉本副座長

私、子どもを見ていて、今、数字的には4年生で分かる子、分からない子が生まれると言われてはいますが、私は今もう3年生だと思います。学習内容がずっと下りてきているので、小学校3年生ぐらいで分かる子と分からない子っていうのがすごく出てくると思うんですね。

なので、低学年のときの学習支援ってすごく大事なんですけれども、そこがやっぱり国のスキームには4年生ぐらいからになっていて、三重県は小学校4年生からなんですよ。やっぱり宿題がきちっとできる、そこで安心して宿題が教えてもらえるということは、子どもの貧困とか未来を考えたときに大事だと思うので、要望になりますが、ぜひそこは頑張っていただけたらと思っております。以上です。

中森座長

ということで、要望でよろしいか。繰り返し御答弁はよろしいですね。

ほかにございませんか。

時間も経過しておりますので、ありがとうございます。

ほか質疑がないようございますので、質疑を終了いたします。

この際、胡内様に本政策討論会議を代表して一言御礼申し上げたいと思えます。

本日はお忙しい中、本政策討論会議に御出席いただき、誠にありがとうございました。また、御丁寧なる詳しい御説明をいただきまして、感謝を申し上げるところでございます。この度頂戴いたしました貴重な御意見は、本政策討論会議での今後の議論に反映し、役立てていきたいと存じます。ありがとうございました。

以上で、胡内様からの聴取調査を終わります。

胡内様にはありがとうございました。

胡内様が御退席をしていただくということで、我々は時間が経過しましたので、ここで一旦休憩を取り、再開は15時20分といたします。

(休憩)

中森座長

休憩前に引き続き、政策討論会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を行います。

本日の聴取調査について、御意見のある方はお願いします。

(発言する者なし)

ないようございましたら、委員間討議を終了いたします。

次回は、9月11日の会議で決定したとおり、東京都立大学の阿部彩様から意

見聴取するため、9月29日(金)午後1時から開催いたしたいと存じますので、
よろしく願いいたします。

本日、御協議いただく事項は以上となりますが、他に何かございませんか。

(発言する者なし)

ないようでございますので、以上で第4回子どもに関する政策討論会議を閉
会いたします。

委員の方は御協議願うことがありますので、そのままお待ち願います。

(以上)